



# 鳥取県公報

平成18年3月30日(木)

号外第49号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (17) (行政経営推進課) ..... 3

———公布された規則のあらまし———

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、総務部庶務集中局の設置、内部組織及び所掌事務を定める等、本庁の局及び課等の整備を行うとともに、設置される東部総合事務所及び八頭総合事務所の内部組織及び所掌事務を定める等地方機関を見直し、併せて附属機関の庶務担当機関を改める等県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

(1) 組織改正関係

ア 本庁に関する事項

- (ア) 総務部の下に庶務集中局を設置する。
- (イ) 消費生活センターを本庁の機関とする。
- (ウ) 次に掲げる課等を新設する。

総務部政策法務室

総務部庶務集中局指導管理室

総務部庶務集中局集中化推進室

総務部庶務集中局物品調達室

企画部とっとりイメージ創出室

文化観光局交流推進課

生活環境部水・大気環境課

生活環境部食の安全・くらしの安心推進課

商工労働部企業立地課

農林水産部農林総合技術研究院

農林水産部和牛全共室

行政監察監建設事業評価室

(エ) 次に掲げる課等を再編する。

広報課を総務部から企画部へ移管すること。

企画振興課を政策企画課に改めること。

協働推進室を協働推進課に改めること。

環境政策課を環境立県推進課に改めること。

市場開拓課を市場開拓監に改めること。

(オ) 次に掲げる課等を廃止する。

総務部市町村振興課

総務部国際課

文化観光局文化芸術課

文化観光局国内交流推進室

生活環境部県民生活課

生活環境部食の安全推進課

商工労働部経済交流課

農林水産部団体指導課

県土整備部旧中部ダム予定地域振興課

イ 附属機関に関する事項

(ア) 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会を新設する。

(イ) 鳥取県障害者施策推進協議会の担任する事務を改める。

(ウ) 附属機関の庶務担当機関を変更する。

鳥取県個人情報保護審議会のうち住民基本台帳法関係事務の庶務担当機関を地域自立戦略課(現行 市町村振興課)とすること。

鳥取県総合開発審議会の庶務担当機関を政策企画課(現行 企画振興課)とすること。

鳥取県青少年問題協議会の庶務担当機関を協働推進課(現行 協働推進室)とすること。

鳥取県交通安全対策会議の庶務担当機関を交通政策課(現行 県民生活課)とすること。

鳥取県環境審議会及び鳥取県環境影響評価審査会の庶務担当機関を環境立県推進課(現行 環境政策課)とすること。

鳥取県生活衛生営業審議会及び鳥取県クリーニング師試験委員の庶務担当機関を食の安全・くらしの安心推進課(現行 県民生活課)とすること。

鳥取県調理師試験委員及び鳥取県ふぐ処理師試験委員の庶務担当機関を食の安全・くらしの安心推進課(現行 食の安全推進課)とすること。

鳥取県消費生活審議会の庶務担当機関を消費生活センター(現行 県民生活課)とすること。

鳥取県大規模小売店舗立地審議会の庶務担当機関を経済政策課(現行 経済交流課)とすること。

鳥取県農村地域工業等導入促進審議会の庶務担当機関を企業立地課(現行 産業開発課)とすること。

鳥取県農業共済保険審査会の庶務担当機関を農政課(現行 団体指導課)とすること。

鳥取県公共事業評価委員会の庶務担当機関を建設事業評価室(現行 企画防災課)とすること。

(エ) 鳥取県精神保健福祉審議会及び鳥取県生涯学習審議会を廃止すること。

ウ 地方機関に関する事項

(ア) 次に掲げる地方機関を新設する。

東部総合事務所

八頭総合事務所

(イ) 次に掲げる地方機関を再編する。

中部総合事務所福祉保健局に障害者支援課を新設すること。

中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局生活環境課を廃止し、生活環境局を新設するとともに、内部組織として環境・循環推進課及び生活安全課を新設すること。

中部総合事務所及び西部総合事務所の県土整備局建築住宅課を生活環境局建築住宅課に改めること。

東部県税事務所の総務課を廃止すること。

交通事故相談所の所管を生活環境部から企画部に改めること。

中部福祉事務所に障害者支援課を新設すること。

鳥取保健所、倉吉保健所及び米子保健所の生活環境課を廃止し、環境・循環推進課及び生活安全課を新設すること。

倉吉保健所の福祉支援課を廃止し、障害者支援課を新設すること。

総合療育センターを肢体不自由児施設から肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に改めるとともに、リハビリテーション部を新設すること。

精神保健福祉センターの指導課及び訓練課を廃止し、こころの健康増進課及び地域支援課を新設すること。

農業試験場、園芸試験場及び林業試験場の総務課を総務普及課に改めること。

畜産試験場及び中小家畜試験場の企画総務課を総務普及課に改めること。

(ウ) 次に掲げる地方機関を廃止する。

八頭県民局

東部福祉保健局

山陰海岸自然科学館

鳥取産業体育館

米子産業体育館

鳥取地方農林振興局

八頭地方農林振興局

鳥取地方県土整備局

八頭地方県土整備局

旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所

エ その他

内部組織、所掌事務等について所要の規定の整備を行う。

(2) 障害者自立支援法施行関係

障害者自立支援法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 物産観光センターの廃止

物産観光センターの廃止に伴う所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(2)は平成18年10月1日、(3)及びイの一部は平成19年2月1日とする。

イ 関係する47規則について、所要の規定の整備を行うこと。

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 略	第1節 略
第2節 分掌事務(第6条の2 - 第15条)	第2節 分掌事務(第6条の2 - 第14条)
第3節 職制及び職務(第16条・第17条)	第3節 職制及び職務(第15条 - 第17条)
第3章 略	第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節 略	第1節 略
第2節 略	第1節の2 略
第3節 総務部の所管に属する機関	第2節 総務部の所管に属する機関
第1款及び第2款 略	第1款及び第2款 略
第3款 名古屋事務所(第27条・第28条)	第2款の2 名古屋事務所(第26条の2・第26条の3)
第4款 総合事務所(第29条・第30条)	第2款の3 総合事務所(第26条の4・第26条の5)
第5款 公文書館(第31条・第32条)	第3款 公文書館(第27条・第28条)
第6款 略	第4款 県民局(第29条 - 第30条の2)
第7款 人権ひろば21(第35条・第36条)	第5款 削除
	第6款 略
	第7款 削除
	第8款 人権ひろば21(第34条の4・第34条の5)

第4節 企画部の所管に属する機関 (第37条・第38条)

第5節 文化観光局の所管に属する機関

第1款 県民文化会館 (第39条・第40条)

第2款 倉吉未来中心 (第41条・第42条)

第3款 童謡館 (第43条・第44条)

第4款 コンベンションセンター (第45条・第46条)

第5款 夢みなとタワー (第47条・第48条)

第6節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉事務所 (第49条・第50条)

第2款 保健所 (第51条・第52条)

第3款 福祉人材研修センター (第53条・第54条)

第4款 身体障害者更生相談所 (第55条・第56条)

第5款 知的障害者更生相談所 (第57条・第58条)

第6款 知的障害者更生施設 (第59条・第60条)

第7款 障害者体育センター (第61条・第62条)

第8款 知的障害児施設 (第63条 第65条)

第9款 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設 (第66条 第68条)

第10款 養護老人ホーム (第69条・第70条)

第11款 軽費老人ホーム (第71条・第72条)

第12款 福祉相談センター (第73条 第75条)

第13款 児童相談所 (第76条 - 第78条)

第14款 婦人相談所 (第79条・第80条)

第15款 児童自立支援施設 (第81条 - 第83条)

第16款 保育専門学院 (第84条 - 第86条)

第17款 鳥取砂丘こどもの国 (第87条・第88条)

第3節 文化観光局の所管に属する機関

第1款 県民文化会館 (第34条の6・第34条の7)

第1款の2 童謡館 (第34条の8・第34条の9)

第1款の3 倉吉未来中心 (第34条の10・第34条の11)

第2款 削除

第3款 コンベンションセンター (第36条の3・第36条の4)

第4款 夢みなとタワー (第36条の5・第36条の6)

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉保健局 (第36条の7・第36条の8)

第1款の2 福祉事務所 (第37条・第38条)

第1款の3 福祉相談センター (第38条の2 - 第38条の4)

第1款の4 福祉人材研修センター (第38条の5・第38条の6)

第2款 身体障害者更生相談所 (第39条・第40条)

第3款 知的障害者更生相談所 (第41条・第42条)

第4款 知的障害者更生施設 (第43条・第44条)

第4款の2 障害者体育センター (第45条・第45条の2)

第5款 養護老人ホーム (第46条・第47条)

第6款 軽費老人ホーム (第48条・第49条)

第7款 児童相談所 (第50条 - 第52条)

第8款 婦人相談所 (第53条・第54条)

第9款 児童自立支援施設 (第55条 - 第57条)

第10款 知的障害児施設 (第58条 - 第60条)

第11款 削除

第12款 肢体不自由児施設 (第64条 - 第66条)

第13款 保育専門学院 (第67条 - 第69条)

第14款 鳥取砂丘こどもの国 (第70条・第71条)

第18款 看護師等養成施設 (第89条 - 第91条)

第19款 歯科衛生専門学校 (第92条・第93条)

第20款 精神保健福祉センター (第94条 - 第96条)

第7節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 食肉衛生検査所 (第97条 - 第99条)

第2款 氷ノ山自然ふれあい館 (第100条・第101条)

第8節 商工労働部の所管に属する機関 (第102条 第104条)

第9節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 農村総合研修所 (第105条・第106条)

第2款 農業試験場 (第107条 - 第109条)

第3款 園芸試験場 (第110条 - 第112条)

第4款 畜産試験場 (第113条 - 第115条)

第5款 中小家畜試験場 (第116条 - 第118条)

第6款 林業試験場 (第119条 第121条)

第7款 とっとり花回廊 (第122条・第123条)

第8款 鳥取二十世紀梨記念館 (第124条・第125条)

第9款 病虫害防除所 (第126条・第127条)

第10款 家畜保健衛生所 (第128条 - 第130条)

第15款 保健所 (第71条の2・第71条の3)

第16款 削除

第17款 看護師等養成施設 (第71条の7 - 第71条の9)

第18款 歯科衛生専門学校 (第71条の10・第71条の11)

第19款 精神保健福祉センター (第72条 - 第73条の2)

第5節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 食肉衛生検査所 (第74条 - 第76条)

第2款 削除

第3款 交通事故相談所 (第80条・第81条)

第4款 消費生活センター (第82条 - 第85条)

第5款 山陰海岸自然科学館 (第86条・第87条)

第6款 氷ノ山自然ふれあい館 (第88条・第89条)

第6節 商工労働部の所管に属する機関

第1款及び第2款 削除

第3款 産業体育館 (第96条・第97条)

第4款及び第5款 削除

第6款 高等技術専門学校 (第101条 - 第103条)

第7款 削除

第7節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 地方農林振興局 (第106条 - 第108条)

第2款 とっとり花回廊 (第109条・第110条)

第2款の2 鳥取二十世紀梨記念館 (第111条・第111条の2)

第3款 農業試験場 (第112条 - 第114条)

第4款 園芸試験場 (第115条 - 第117条)

第5款 削除

第6款 畜産試験場 (第121条 - 第123条)

第7款 中小家畜試験場 (第124条 - 第126条)

第8款 削除

第9款 農村総合研修所 (第130条・第131条)

第10款 病虫害防除所 (第132条・第133条)

第11款 家畜保健衛生所 (第134条 - 第135条の2)

第11款 水産試験場 (第131条 - 第133条)

第12款 栽培漁業センター (第134条 - 第136条)

第13款 とっとり賀露かっこ館 (第137条・第138条)

第10節 県土整備部の所管に属する機関

第1款 姫路鳥取線用地事務所 (第139条 - 第141条)

第2款 空港管理事務所 (第142条 - 第144条)

第3款 港湾事務所 (第145条 - 第147条)

第4款 鳥取港海友館 (第148条・第149条)

第5款 みなとさかい交流館 (第150条・第151条)

第11節 行政監察監の所管に属する機関 (第152条・第153条)

第12節 総務部及び企画部の所管に属する機関 (第154条・第155条)

第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第1款 物産観光センター (第156条・第157条)

第2款 水産事務所 (第158条 - 第160条)

第14節 職制及び職務 (第161条・第162条)

第5章 雑則 (第163条)

附則

(機関の分類)

第2条 略

2及び3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)~(3) 略

(4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される公の施設 (鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費

第12款から第14款まで 削除

第15款 林業試験場 (第143条 - 第145条)

第16款 削除

第17款 水産試験場 (第148条 - 第150条)

第18款 栽培漁業センター (第151条 - 第152条の2)

第19款 とっとり賀露かっこ館 (第153条・第154条)

第8節 県土整備部の所管に属する機関

第1款 地方県土整備局 (第155条・第156条)

第1款の2 姫路鳥取線用地事務所 (第156条の2 - 第156条の4)

第1款の3 空港管理事務所 (第156条の5 - 第156条の7)

第2款 港湾事務所 (第156条の8 - 第156条の10)

第3款 鳥取港海友館 (第156条の11・第156条の12)

第4款 みなとさかい交流館 (第156条の13・第156条の14)

第5款 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所 (第156条の15 - 第156条の17)

第8節の2 行政監察監の所管に属する機関 (第156条の17の2・第156条の17の3)

第8節の3 総務部及び企画部の所管に属する機関 (第156条の18・第156条の19)

第9節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第1款 物産観光センター (第156条の20・第156条の21)

第2款 水産事務所 (第156条の22 - 第156条の24)

第10節 職制及び職務 (第157条 - 第159条)

第5章 雑則 (第160条)

附則

(機関の分類)

第2条 略

2及び3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)~(3) 略

(4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される公の施設 (鳥取県衛生環境研究所、鳥取県産業技

生活センター、鳥取県産業技術センター、鳥取県立農業大学校及び鳥取県立大山自然歴史館を除く。)

(部等及び局の名称等)

第5条 略

2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。

総務部 人権局

総務部 庶務集中局

農林水産部 水産振興局

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部等	局及び課	内 部 組 織
防災局	防災危機管理課	総務企画担当 防災基盤担当 危機管理担当 訓練担当
		情報システム管理室
	消防課	消防担当 保安担当
略		
総務部	総務課	総務係 企画調整・県庁内図書室担当 秘書担当
		草の根自治支援室
		公益法人・団体指導室
		県史編さん室
	政策法務室	法制担当 文書審査担当 文書収発担当
	県民室	県民の声担当 企画担当 情報公開担当
	教育・学術振興課	高等教育・学術振興担当 私学振興担当
	管財課	管理係 財産係 電気係 機械係
		営繕室
	職員課	人材活用担当 人材評価担当

術センター、鳥取県立農業大学校及び鳥取県立大山自然歴史館を除く。)

(部等及び局の名称等)

第5条 略

2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。

総務部 人権局

農林水産部 水産振興局

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部等	局及び課	内 部 組 織
防災局	防災危機管理課	情報システム管理室
	消防課	
略		
総務部	総務課	総務係・文書係・法制室
	県民室	
	広報課	
	教育・学術振興課	
	管財課	管理係・財産係・機械係・電気係・営繕室
	職員課	給与管理室



		給与管理室	給与制度担当 給与管理担 当 勤務時間 担当				
	略				略		
	福利厚生室	福利厚生担当 健康管理担 当 共済担当			福利厚生室		
	行政経営推 進課	改革推進担当 規制緩和・ 外郭団体担当			行政経営推 進課		
		行政情報管 理室					
	略				略		
	税務課	企画係 課税係 税務調査 係 債権管理担当			税務課	企画係・課税係・税務調査 係・市町村税制支援室	
		市町村税制 支援室					
	人権局	人権推 進課	企画調整係 啓発教育係		人権局	人権推 進課	企画調整係・啓発教育係
		同和对 策課	企画調整係 同和对策担当				
	庶務集 中局	指導管 理室	指導管理担当 電算担当				
		集中化 推進室	集中化推進担当 審査経 理担当				
		物品調 達室	物品調達担当				
企画部	政策企画課	総務係 企画調整担当			企画部	企画振興課	総務係・企画員
	とっとりイ メージ創出 室						
	広報課	企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当					
	地域自立戦 略課	自立企画担当 鳥取ルネッ サンス担当 中山間地域振 興担当			地域自立戦 略課	企画員	
		市町村振興 室	財政担当 行 政担当 選挙 担当				

	協働推進課	協働・県民提案担当 青少年担当		協働推進室	企画員	
	男女共同参画推進課	企画担当		男女共同参画推進課	企画員	
	情報政策課	地域情報化担当 ネットワーク基盤担当		情報政策課	企画員	
	交通政策課	総合交通政策担当 鉄道担当 航空担当 交通安全担当		交通政策課	企画員	
	統計課	企画調整・分析担当 普及活用担当 人口生計教育担当 産業労働担当 統計資料担当		統計課		
文化観光局	文化政策課	企画担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当		文化政策課	鳥取砂丘室	
	交流推進課	韓国交流係 東アジア交流係 交流支援係 旅券係		文化芸術課		
	観光課	調査指導係 地域魅力向上係 国内誘致宣伝係 国際誘致宣伝係		国内交流推進室		
福祉保健部	福祉保健課	総務係 企画調整担当 施設機能強化担当 地域福祉担当 保護係 援護係		観光課	調査指導係・地域魅力向上係・誘致宣伝係	
	障害福祉課	計画・認定係 施設福祉係 精神保健福祉係 療育係		福祉保健課	総務係・保護係・援護係	
		地域生活支援室			障害福祉課	計画・認定係・施設福祉係・精神保健福祉係・地域生活支援室
	長寿社会課	高齢者自立支援担当 介護保険担当 高齢者施設福祉係 国保担当		長寿社会課	高齢者自立支援係・高齢者施設福祉係	
	子ども家庭課	次世代育成係 保育係 D・V・児童虐待防止担当 児童養護・母子対策担当		子ども家庭課	次世代育成係・保育係	
	医務薬事課	医療行政担当 看護係 薬事係		医務薬事課	看護係・薬事係	
		地域医療推進室			健康対策課	健康増進係・母子保健係
	健康対策課	生活習慣病担当 健康増進係 母子保健係 疾病・感染症対策担当		健康対策課	健康増進係・母子保健係	
生活環境部	環境立県推進課	総務係 環境立県戦略担当 I S O担当		生活環境部	環境政策課	総務係・大気係・環境管理推進室・地球温暖化対策室・水環境室
		地球温暖化				

	対策室					
水・大気環境課	水質担当 下水道担当 大気担当 水道担当					
衛生環境研究所	総務課 企画調整室 保健衛生室 食品衛生室 水環境室 環境化学室 大気・地球環境室			衛生環境研究所	総務課・企画調整室・保健衛生室・食品衛生室・水環境室・環境化学室・大気・地球環境室	
循環型社会推進課	一般廃棄物担当 廃棄物指導担当 廃棄物施設担当			循環型社会推進課	環境産業育成室	
	環境産業育成室					
食の安全・くらしの安心推進課	食の安全担当 衛生指導担当 計量担当			県民生活課		
消費生活センター	相談担当 指導担当			食の安全推進課		
景観まちづくり課	景観づくり担当 まちづくり推進担当 建築指導担当 都市計画担当 土地利用担当			景観まちづくり課		
公園自然課	自然環境保全担当 自然公園担当 緑地公園担当			公園自然課		
住宅政策課	住宅企画担当 公営住宅担当			住宅政策課		
商工労働部	経済政策課	総務係 経営支援係 金融係 商業流通係		商工労働部	経済政策課	総務係・経営支援係・金融係・企画推進室
		企画推進室		経済交流課	商業流通係・国際通商係	
	産業開発課	経営革新支援担当 国際通商担当 知的財産担当		産業開発課	産業支援係・産学官連携推進室・企業立地推進室	
		産学官連携推進室				
企業立地課	企業誘致担当 ワンストップサービス担当					
産業技術センター	略			産業技術センター	略	
	研究企画室	研究企画担当 産業デザイン担当 プロジェクト担当 体制整備担当			研究企画室	
	技術開発室	応用電子科 有機材料科			技術開発室	産業デザイン科・応用電子科・有機材料科

		機械素材研 究所	生産システム 科 無機材料 科			機械素材研 究所	生産システム 科・無機材料 科
		食品開発研 究所	食品技術科 応用生物科			食品開発研 究所	食品技術科・ 応用生物科
	労働雇用課	労政福祉係	職業能力開発 係			労政福祉係・職業能力開発 係・雇用政策室	
		雇用政策室					
農林水 産部	農政課	総務係 農林水産業団体担 当				総務係・企画調整室・普及 技術指導室	
		企画調整室					
	農業大学校	総務課 教育研修部				総務課・教育研修部	
	農林総合技 術研究院	研究調整担当 普及調整担 当					
	経営支援課	金融係 構造対策係 担い 手育成係 農地係				金融係・担い手育成係・農 地係・構造対策係	
		団体指導課					
	生産振興課	振興調整担当 鳥獣被害対 策担当 水田作物担当 果 樹担当 野菜担当 花き担 当				振興調整係	
	畜産課	管理係 企画・中小家畜係 肉用牛係 酪農草地係 衛生環境係				管理係・企画・中小家畜係 ・肉用牛係・酪農草地係・ 衛生環境係・和牛全共室	
	和牛全共室						
	耕地課	管理指導担当 企画計画担 当 水源・基盤整備担当				地域農業基 盤室	
		地域農業基 盤室					
	林政課	森林企画係 森林環境係 森林経営担当				森林企画係・森林環境係・ 林業経営係・林産振興室・ 林業専門技術員室	
		林産振興室					
森林保全課	保全係 林道係 造林保護 係				保全係・林道係・造林保護 係		
水産振興局	水産課	管理担当 漁業調整係 取 締船				漁業調整係・水産振興室・ 取締船	
		水産振興室	漁業振興担当 漁業経営担 当				
商工労 働部・ 農林水 産部	市場開拓監	市場開拓室				地産地消推進室	
		地産地消推 進室					
商工労 働部・ 農林水 産部	市場開拓課	地産地消推進室					

県土整備部	管理課	総務係 建設業係 用地室
	企画防災課	企画係 技術調査係 土木 防災係
	道路企画課	路政係 道路管理係 企画 調査係 維持係 安全施設 係
		高速道路推 進室
	道路建設課	県道係 国道係 街路係 農道係
	河川課	水政係 計画係 河川係 水防係
	治山砂防課	採石係 企画調査係 砂防 係 治山係
	略	
	空港港湾課	管理係 港湾係 空港係 漁港係 漁場係
	行政監察	行政監察室
建設事業評 価室		事業評価担当 工事検査担 当

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

(1)～(7) 略

(8) 局の連絡調整に関すること。

(9) 局の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。)

(10) 略

消防課及び消防防災航空室 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1) 略

県土整備部	管理課	総務係・建設業係
	企画防災課	企画係・技術調査係・土木 防災係
	道路企画課	路政係・企画調査係・維持 係・安全施設係・高速道路 推進室
	道路建設課	県道係・国道係・街路係・ 農道係
	河川課	水政係・計画係・河川係
	治山砂防課	採石係・企画調査係・砂防 係・治山係
	旧中部ダム 予定地域振 興課	
	略	
	空港港湾課	管理係・港湾係・空港係・ 漁港係・漁場係
	行政監察	行政監察室 工事検査室

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

(1)～(7) 略

(8) 防災局の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(9) 略

消防課及び消防防災航空室 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1) 略

(2) 条例及び規則の公布並びに訓令、告示その他

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 住民自治の支援に関すること。

(9) 公益法人に係る事務の総括に関すること。

(10) 宗教法人に関すること。

(11) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 部及び行政監察監の連絡調整に関すること。

(16) 部及び行政監察監の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。）。

(17) 略

(18) 略

政策法務室

(1) 条例及び規則の公布並びに訓令、告示その他の施行文書の公表に関すること。

(2) 条例、規則、訓令又は告示、重要又は異例な契約書その他法制上重要な文書の審査に関すること。

(3) 不服申立て及び争訟の処理の総括に関すること。

の施行文書の公表に関すること。

(3) 条例、規則、訓令又は告示、重要又は異例な契約書その他法制上重要な文書の審査に関すること。

(4) 不服申立て及び争訟の処理の総括に関すること。

(5) 公益法人に係る事務の総括に関すること。

(6) 行政書士に関すること。

(7) 文書の審査その他の文書事務に係る指導監督に関すること。

(8) 文書の保存に関すること。

(9) 公印に関すること。

(10) 文書の受領及び発送に関すること。

(11) 略

(12) 宗教法人に関すること。

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 部及び行政監察監の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(22) 略

(23) 略

- (4) 行政書士に関すること。
- (5) 文書の審査その他の文書事務に係る指導監督に関すること。
- (6) 文書の保存に関すること。
- (7) 公印に関すること。
- (8) 文書の受領及び発送に関すること。

県民室

- (1)~(6) 略

教育・学術振興課 略

管財課

- (1)~(7) 略

- (8) 土地開発基金に関すること。

- (9) 略

- (10) 略

- (11) 略

- (12) 略

職員課

- (1)~(5) 略

- (6) 職員の給与の支給手続に関すること(庶務集中局集中化推進室の所掌に属するものを除く。)

- (7)及び(8) 略

自治研修所及び福利厚生室 略

行政経営推進課

- (1)~(3) 略

- (4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること(財政に関するものを除く。)

- (5) 地域の高度情報化の推進に関すること(電子文書に関することに限る。)

- (6) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

財政課

- (1)~(3) 略

- (4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること(財政に関することに限る。)

税務課 略

県民室

- (1)~(6) 略

- (7) 八頭県民局に関すること。

広報課

- (1) 県政に係る広報に関すること。

- (2) 報道機関との連絡等に関すること。

- (3) 政府の委託による国の広報に関すること。

- (4) 庁内放送に関すること。

教育・学術振興課 略

管財課

- (1)~(7) 略

- (8) 略

- (9) 略

- (10) 略

- (11) 略

職員課

- (1)~(5) 略

- (6) 職員の給与の支給手続に関すること(出納局集中化推進室が分掌するものを除く。)

- (7)及び(8) 略

自治研修所及び福利厚生室 略

行政経営推進課

- (1)~(3) 略

財政課

- (1)~(3) 略

- (4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること。

税務課 略

市町村振興課

- (1) 市町村の行政運営の支援及び地方分権の推進に関すること。

人権局人権推進課及び人権局同和対策課 略  
庶務集中局指導管理室

- (1) 会計（物品に係るものを除く。）の監督に関すること。
- (2) 財務会計オンラインシステムに関すること。
- (3) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること（検査に関するものを除く。）。
- (4) 収入証紙に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 法第243条の2に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。
- (7) その他局内他室の所掌に属しないこと。

庶務集中局集中化推進室

- (1) 庶務及び会計事務に係る集中化の推進及び集中処理に関すること。
- (2) 支出負担行為の確認に関すること。

庶務集中局物品調達室

- (1) 会計（物品に係るものに限る。）の監督に関すること。
- (2) 物品の取得及び処分に関すること。
- (3) 競争入札（建設工事及び測量設計に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定に関すること。

（企画部各課の所掌事務）

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課

- (1)～(4) 略
- (5) 部及び文化観光局の連絡調整に関すること。
- (6) 部及び文化観光局の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 略

とっとりイメージ創出室

- (1) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企

- (2) 市町村の地域振興施策の支援に関すること。
- (3) 市町村に係る地方交付税に関すること。

国際課

- (1) 国際交流の推進に関すること。
- (2) 外国青年の招致に関すること。
- (3) 旅券の発給に関すること。

人権局人権推進課及び人権局同和対策課 略

（企画部各課の所掌事務）

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画振興課

- (1)～(4) 略
- (5) 部及び文化観光局の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。
- (6) 略



画及び総合調整に関すること。

(2) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。

(3) 催事に係る総合調整に関すること。

広報課

(1) 県政に係る広報に関すること。

(2) 報道機関との連絡等に関すること。

(3) 庁内放送に関すること。

地域自立戦略課

(1) 略

(2) 鳥取ルネッサンスの推進に関すること。

(3) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(4) 市町村の行財政に関すること。

(5) 市町村の地方分権の推進に関すること。

協働推進課 略

男女共同参画推進課 略

情報政策課

(1) 略

(2) 地域の高度情報化の推進に関すること (電子文書に関するものを除く。)

交通政策課

(1)~(5) 略

(6) 交通安全対策に関すること。

(7) 交通事故相談所に関すること。

統計課 略

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

(1)及び(2) 略

(3) 文化芸術の推進に関すること。

(4) 総合芸術文化祭に関すること。

(5) 民芸の振興に関すること。

(6) 県民文化会館、倉吉未来中心及び童謡館に関すること。

(7) 局の連絡調整に関すること (政策企画課の所掌に属するものを除く。)

(8) 局の予算経理及び庶務に関すること (庶務集

地域自立戦略課

(1) 略

(2) 過疎・中山間地域の振興に関すること (過疎債・辺地債を含む。)

協働推進室 略

男女共同参画推進課 略

情報政策課

(1) 略

(2) 地域の高度情報化の推進に関すること。

(3) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

交通政策課

(1)~(5) 略

統計課 略

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

(1)及び(2) 略

(3) 県民文化会館及び倉吉未来中心に関すること。

(4) 鳥取砂丘及び山陰海岸の周辺の振興の調整に関すること。

(5) 局の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること (企画振興課の所掌に属するものを除く。)

中局各室及び政策企画課の所掌に属するものを除く。

(9) 略

交流推進課

- (1) 国内交流の推進に関すること。
- (2) 国際交流の推進に関すること。
- (3) 外国青年の招致に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること。

観光課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(18) 略

(19) 略

(20) 福祉事務所及び保健所に関すること。

(21) 略

(22) 部の連絡調整に関すること。

(23) 部の予算経理及び庶務に関すること (庶務集中中局各室の所掌に属するものを除く。)

(24) 略

障害福祉課

(1)～(6) 略

(7) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び障害者体育センターに関すること。

長寿社会課

(1)及び(2) 略

(3) 高齢者の生きがい対策に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(6) 略

文化芸術課

(1) 文化芸術の推進に関すること。

(2) 総合芸術文化祭に関すること。

(3) 童謡館に関すること。

国内交流推進室

国内交流の推進に関すること。

観光課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(18) 略

(19) 高齢者の生きがい対策に関すること。

(20) 略

(21) 福祉保健局、福祉事務所及び保健所に関すること。

(22) 略

(23) 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(24) 略

障害福祉課

(1)～(6) 略

(7) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設及び障害者体育センターに関すること。

長寿社会課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

子ども家庭課 略

医務薬事課

(1)～(5) 略

(6) 地域の医療の連携に関すること。

(7) 自治体病院等の医師確保対策に関すること。

(8) 略

健康対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 部の連絡調整に関すること。

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

水・大気環境課

(1) 大気の汚染の防止に関すること。

(2) 水質の汚濁の防止に関すること。

(3) 土壌の汚染の防止に関すること。

(4) 地盤の沈下の防止に関すること。

(5) 騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

子ども家庭課 略

医務薬事課

(1)～(5) 略

(6) 略

健康対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)～(3) 略

(4) 大気の汚染の防止に関すること。

(5) 水質の汚濁の防止に関すること。

(6) 騒音・振動・悪臭の防止に関すること。

(7) 略

(8) その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 水資源対策に関すること。

(17) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関すること。

(18) 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(19) 略

(6) その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること。

(7) 水資源対策に関すること。

(8) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関すること。

(9) 水道に関すること。

衛生環境研究所及び循環型社会推進課 略

食の安全・くらしの安心推進課

(1)～(5) 略

(6) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。

(7) 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。

(8) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。

(9) 化製場等に関すること。

(10) 温泉に関すること。

(11) 不当景品類及び不当表示に関すること。

(12) 家庭用品品質表示に関すること。

(13) 消費生活用製品安全に関すること。

(14) 災害時の生活関連物資の調達に関すること。

(15) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る

衛生環境研究所及び循環型社会推進課 略  
県民生活課

(1) 交通安全対策に関すること。

(2) 消費者保護に関すること。

(3) 家庭用品品質表示に関すること。

(4) 消費生活用製品安全に関すること。

(5) 生活関連物資等の需給に関すること。

(6) 不当景品類及び不当表示に関すること。

(7) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。

(8) 貯蓄及び生活設計の啓発に関すること。

(9) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。

(10) 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。

(11) ねずみ、衛生害虫等の駆除その他生活衛生に関すること。

(12) 化製場等に関すること。

(13) 温泉に関すること。

(14) 適正な計量の確保に関すること。

(15) 交通事故相談所及び消費生活センターに関すること。

食の安全推進課

(1)～(5) 略

総合調整に関すること。(16) 適正な計量の確保に関すること。

(17) 略

消費生活センター(1) 消費生活の安定及び向上に関すること。(2) 消費者の支援に関すること。(3) 生活関連物資等の需給に関すること。(4) 貯蓄及び生活設計の啓発に関すること。景観まちづくり課

(1)～(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

公園自然課

(1)～(8) 略

(9) 氷ノ山自然ふれあい館に関すること。

(10) 略

住宅政策課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1)～(6) 略

(7) 商業の振興に関すること。(8) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に関すること。

(9) 略

(10) 部の連絡調整に関すること。(11) 部の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。)

(12) 略

(6) 略

(7) 水道に関すること。景観まちづくり課

(1)～(9) 略

(10) 土地開発基金に関すること。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

公園自然課

(1)～(8) 略

(9) 山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館に関すること。

(10) 略

住宅政策課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1)～(6) 略

(7) 産業体育館に関すること。

(8) 略

(9) 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(10) 略

経済交流課(1) 商業施策の企画に関すること。(2) 商業の振興に関すること。(3) 商業の流通対策に関すること。(4) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

産業開発課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(6) 発明及び知的財産権に関すること。

企業立地課

(1) 企業立地の推進に関すること。

(2) 農村地域への工業等の導入の促進に関すること。

(3) 低開発地域の振興に関すること。

産業技術センター及び労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合及び漁業協同組合連合会の育成指導に関すること。

(5) 農業災害補償に関すること。

(6) 農村総合研修所に関すること。

(7) 部の連絡調整に関すること。

(8) 部の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。)

(9) 略

(10) 略

農業大学校 略

産業開発課

(1)及び(2) 略

(3) 企業立地の推進に関すること。

(4) 農村地域への工業等の導入の促進に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 発明及び知的所有権に関すること。

(8) 低開発地域の振興に関すること。

産業技術センター及び労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)及び(2) 略

(3) 農林水産部の試験研究機関における研究等の総合調整に関すること。

(4) 農業改良専門技術の普及指導に関すること。

(5) 農業改良普及事業に関すること。

(6) 農村生活改善に関すること。

(7) 農業気象に関すること。

(8) 略

(9) 地方農林振興局に関すること。

(10) 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(11) 略

(12) 略

農業大学校 略

農林総合技術研究院

- (1) 農林水産部の試験研究等の総合調整に関する  
こと。
- (2) 農林業の専門技術の普及指導に関する  
こと。
- (3) 農林業の普及指導事業に関する  
こと。
- (4) 農業気象に関する  
こと。
- (5) 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小  
家畜試験場及び林業試験場に関する  
こと。

経営支援課 略

生産振興課

- (1)～(4) 略
- (5) とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館及び  
病害虫防除所に関する  
こと。

畜産課

- (1)～(9) 略
- (10) 家畜保健衛生所に関する  
こと。

(11) 略

和牛全共室

第9回全国和牛能力共進会の開催に関する  
こと。

耕地課 略

林政課

(1)～(10) 略

(11) 略

(12) 略

森林保全課及び水産振興局水産課 略

(市場開拓監の所掌事務)

第12条の2 市場開拓監の所掌事務は、次のとおりと  
する。

(1)～(8) 略

経営支援課 略

団体指導課

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協  
同組合中央会、森林組合、森林組合連合会、水産  
業協同組合及び漁業協同組合連合会の育成指導に  
関する  
こと。

- (2) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び  
水産業協同組合の検査に関する  
こと。

- (3) 農業災害補償に関する  
こと。

- (4) 農村総合研修所に関する  
こと。

生産振興課

- (1)～(4) 略
- (5) 農業試験場、園芸試験場、病害虫防除所、とっ  
とり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関する  
こと。

畜産課

- (1)～(9) 略
- (10) 畜産試験場、中小家畜試験場及び家畜保健衛  
生所に関する  
こと。

(11) 略

耕地課 略

林政課

(1)～(10) 略

- (11) 林業技術普及事業に関する  
こと。

- (12) 林業試験場に関する  
こと。

(13) 略

(14) 略

森林保全課及び水産振興局水産課 略

(市場開拓課の所掌事務)

第12条の2 市場開拓課の所掌事務は、次のとおり  
ある。

(1)～(8) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(3) 略

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること(地域自立戦略課の所掌に属するものを除く。)

(5)～(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 部の連絡調整に関すること。

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。)

(14) 略

企画防災課～道路建設課 略

河川課

(1)～(7) 略

(8) 旧中部ダム予定地域に係る振興対策の総括に関すること。

(9) 旧中部ダム予定地域振興協議会に関すること。

治山砂防課

(1)及び(2) 略

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の施行に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

市瀬地区生活安定推進室及び空港港湾課 略

(行政監察監の所掌事務)

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(3) 略

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること(市町村振興課の所掌に属するものを除く。)

(5)～(9) 略

(10) 地方県土整備局に関すること。

(11) 略

(12) 略

(13) 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(14) 略

企画防災課～道路建設課 略

河川課

(1)～(7) 略

治山砂防課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

旧中部ダム予定地域振興課

(1) 旧中部ダム予定地域に係る振興対策の総括に関すること。

(2) 旧中部ダム予定地域振興協議会に関すること。

(3) 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所に関すること。

市瀬地区生活安定推進室及び空港港湾課 略

(行政監察室の所掌事務)



第14条 行政監察監各室の所掌事務は、次のとおりとする。

行政監察室

- (1) 県の業務の実施状況の監察に関すること。
- (2) 行政監察監の連絡調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

建設事業評価室

- (1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- (2) 県費補助に係る建設工事の検査（技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。）に関すること。
- (3) 建設事業の評価に関すること。
- (4) 工事検査出張所に関すること。

(内部組織の所掌事務)

第15条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管する部等の長（以下「主管部長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制)

第16条 部等、局及び課に、それぞれその長を置き、その事務を掌理する。

2 前項の規定により置く防災局長は、防災監とし、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整に関する事務を併せて掌理する。

3 第1項の規定により置く行政監察監の長は、行政監察監とする。

4 第1項の規定により置く市場開拓監の長は、市場開拓監とし、物産振興及び匠の支援の総合調整に関する事務を併せて掌理する。

5 略

6 略

7 略

第13条の2 行政監察室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県の業務の実施状況の監察に関すること。
- (2) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- (3) 県費補助に係る建設工事の検査（技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。）に関すること。
- (4) 工事検査出張所に関すること。

(内部組織の所掌事務)

第14条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管部長（防災監、文化観光局長及び行政監察監を含む。以下同じ。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制)

第15条 部等、局及び課に、それぞれその長を置き、その事務（防災監にあっては、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整を含む。）を掌理する。

2 略

3 略

4 略

- 8 課の内部組織（担当及び主計員を除く。）にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。
- 9 内部組織である室（衛生環境研究所を除く。）に室長補佐を置くことができる。
- 10 部等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部等に理事監、参事監及び参事を置くことができる。
- 11 民芸振興官を文化観光局に置き、民芸の振興の総合調整に関する事務を掌理する。

（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関）

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県個人情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	地域自立戦略課
略		
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）第1条及び第2条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報	政策企画課

- 5 課の内部組織にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。
- 6 部等及び地方機関の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部等に理事監及び参事監を、部等又は地方機関に参事を置くことができる。

第16条 削除

（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関）

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県個人情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	市町村振興課
略		
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）第1条及び第2条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報	企画振興課

	告又は勧告に関する事務	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	協働推進課
略		
鳥取県男女共同参画推進員	鳥取県男女共同参画推進条例第23条の規定による県民若しくは事業者の男女共同参画に関する苦情若しくは不服の処理又はこれらの者の権利利益の保護に関する事務	男女共同参画推進課（委員の任免又は議会対応に関することに限る。） 男女共同参画センター（苦情又は不服の処理に関することに限る。）
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	交通政策課
略		
鳥取県障害	障害者基本法（昭和45年	障害福祉

	告又は勧告に関する事務	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	協働推進室
略		
鳥取県男女共同参画推進員	鳥取県男女共同参画推進条例第23条の規定による県民若しくは事業者の男女共同参画に関する苦情若しくは不服の処理又はこれらの者の権利利益の保護に関する事務	男女共同参画推進課（委員の任免又は議会対応に関することに限る。） 男女共同参画センター（苦情又は不服の処理に関することに限る。）
略		
鳥取県障害	障害者基本法（昭和45年	障害福祉

<p>者施策推進協議会</p>	<p>法律第84号) 第30条第2項の規定による障害者に関する施策の総合かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関しての知事に対する意見の具申に関する事務</p>	<p>課</p>	<p>者施策推進協議会</p>	<p>法律第84号) 第30条第2項の規定による障害者に関する施策の総合かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務</p>	<p>課</p>
<p>鳥取県障害者介護給付費等不服審査会</p>	<p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分についての不服申立ての審査に関する事務</p>		<p>鳥取県精神保健福祉審議会</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関しての知事に対する意見の具申に関する事務</p>	
<p>略</p>			<p>略</p>		
<p>鳥取県環境審議会</p>	<p>環境基本法(平成5年法律第91号) 第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法(昭和47年法律第85号) 第51条第2項の規定による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14</p>	<p>環境立県推進課</p>	<p>鳥取県環境審議会</p>	<p>環境基本法(平成5年法律第91号) 第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法(昭和47年法律第85号) 第51条第2項の規定による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14</p>	<p>環境政策課</p>

	年法律第88号) 及び温泉法 (昭和23年法律第125号) の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務			年法律第88号) 及び温泉法 (昭和23年法律第125号) の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	
鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例 (平成10年鳥取県条例第24号) 第40条の規定による技術指針、方法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他の事項の調査審議に関する事務		鳥取県環境影響評価委員会	鳥取県環境影響評価条例 (平成10年鳥取県条例第24号) 第40条の規定による技術指針、方法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他の事項の調査審議に関する事務	
略			略		
			鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例 (昭和55年鳥取県条例第5号) 第24条の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項に關しての知事に対する意見の具申に関する事務	県民生活課
			鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法 (昭和45年法律第110号) 第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	
鳥取県生活衛生営業審議会	鳥取県生活衛生営業審議会条例 (平成12年鳥取県条例第20号) 第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32	食の安全・くらしの安心推進課	鳥取県生活衛生営業審議会	鳥取県生活衛生営業審議会条例 (平成12年鳥取県条例第20号) 第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32	

	年法律第164号)の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務	
鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第32号)第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務	
鳥取県調理師試験委員	鳥取県調理師試験委員条例(平成15年鳥取県条例第2号)第1条の規定による調理師試験に関する事務	
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	
鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)第24条の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項に関しての知事に対する意見の具申に関する事務	消費生活センター
略		景観まちづくり課
鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務	
略		
鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基	

	年法律第164号)の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務	
鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第32号)第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務	
鳥取県調理師試験委員	鳥取県調理師試験委員条例(平成15年鳥取県条例第2号)第1条の規定による調理師試験に関する事務	食の安全推進課
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	
略		景観まちづくり課
鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審議請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務	
略		
鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基	

	本的な事項及び土地利用 に関し重要な事項の調査 審議に関する事務	
略		
略		
鳥取県中小 企業振興対 策審議会	鳥取県中小企業振興対策 審議会設置に関する条例 (昭和28年鳥取県条例第 27号) 第1条及び第2条 の規定による中小企業の 堅実な振興についての調 査審議及び知事に対する 意見の具申に関する事務	経済政策 課
鳥取県中小 企業調停審 議会	中小企業団体の組織に関 する法律(昭和32年法律 第185号)の規定により 商工組合等が締結する組 合協約及び特殊契約に関 する重要事項、中小企業 の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律 (昭和52年法律第74号) 第6条第3項に規定する 中小企業団体の構成員た る中小企業者の経営の安 定に及ぼす影響等に関す る事項並びに中小企業等 協同組合法(昭和24年法 律第181号)の規定によ り事業協同組合等が締結 する団体協約に関する重 要事項の調査審議に関す る事務	
鳥取県大規 模小売店舗 立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立 地審議会条例(平成12年 鳥取県条例第21号)第2 条の規定による大規模小 売店舗を設置する者がそ の施設の配置及び運営方 法について配慮すべき重 要事項の調査審議に関す る事務	

	本的な事項及び土地利用 に関し重要な事項の調査 審議に関する事務	
略		
略		
鳥取県中小 企業振興対 策審議会	鳥取県中小企業振興対策 審議会設置に関する条例 (昭和28年鳥取県条例第 27号) 第1条及び第2条 の規定による中小企業の 堅実な振興についての調 査審議及び知事に対する 意見の具申に関する事務	経済政策 課
鳥取県中小 企業調停審 議会	中小企業団体の組織に関 する法律(昭和32年法律 第185号)の規定により 商工組合等が締結する組 合協約及び特殊契約に関 する重要事項、中小企業 の事業活動の機会の確保 のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律 (昭和52年法律第74号) 第6条第3項に規定する 中小企業団体の構成員た る中小企業者の経営の安 定に及ぼす影響等に関す る事項並びに中小企業等 協同組合法(昭和24年法 律第181号)の規定によ り事業協同組合等が締結 する団体協約に関する重 要事項の調査審議に関す る事務	
鳥取県大規 模小売店舗 立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立 地審議会条例(平成12年 鳥取県条例第21号)第2 条の規定による大規模小 売店舗を設置する者がそ の施設の配置及び運営方 法について配慮すべき重 要事項の調査審議に関す る事務	経済交流 課

鳥取県農村 地域工業等 導入促進審 議会	農村地域工業等導入促進 法（昭和46年法律第112 号）第18条第1項の規定 による農村地域工業等導 入基本計画及び農村地域 工業等導入実施計画の作 成その他農村地域への工 業等の導入の促進に関す る重要事項の調査審議に 関する事務	企業立地 課	鳥取県農村 地域工業等 導入促進審 議会	農村地域工業等導入促進 法（昭和46年法律第112 号）第18条第1項の規定 による農村地域工業等導 入基本計画及び農村地域 工業等導入実施計画の作 成その他農村地域への工 業等の導入の促進に関す る重要事項の調査審議に 関する事務	産業開発 課
略			略		
鳥取県農業 振興審議会	鳥取県農業振興審議会設 置条例（昭和36年鳥取県 条例第12号）第2条の規 定による鳥取県の農業・ 農村の振興に係る重要施 策及び鳥取県卸売市場整 備計画その他卸売市場に 係る重要事項についての 調査審議及び知事に対す る意見の具申に関する事 務	農政課	鳥取県農業 振興審議会	鳥取県農業振興審議会設 置条例（昭和36年鳥取県 条例第12号）第2条の規 定による鳥取県の農業・ 農村の振興に係る重要施 策及び鳥取県卸売市場整 備計画その他卸売市場に 係る重要事項についての 調査審議及び知事に対す る意見の具申に関する事 務	農政課
鳥取県農業 共済保険審 査会	農業災害補償法（昭和22 年法律第185号）第131条 第1項及び第143条の2 第2項の規定による農業 共済組合連合会の組合員 が保険に関する事項につ いて提起する訴の審査並 びに農業災害の発生、予 防及び防止に関する事項、 共済掛金等の適正化に関 する事項その他同法の運 用に関する重要事項の調 査審議に関する事務		鳥取県農業 共済保険審 査会	農業災害補償法（昭和22 年法律第185号）第131条 第1項及び第143条の2 第2項の規定による農業 共済組合連合会の組合員 が保険に関する事項につ いて提起する訴の審査並 びに農業災害の発生、予 防及び防止に関する事項、 共済掛金等の適正化に関 する事項その他同法の運 用に関する重要事項の調 査審議に関する事務	団体指導 課
略			略		
略		管理課	略		管理課
鳥取県土地 収用事業認 定審議会	土地収用法（昭和26年法 律第219号）第34条の7 第1項の規定による同法 の規定によりその権限に 属させられた事項の調査 審議に関する事務		鳥取県土地 収用事業認 定審議会	土地収用法（昭和26年法 律第219号）第34条の7 第1項の規定による同法 の規定によりその権限に 属させられた事項の調査 審議に関する事務	



--	--	--

略		
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	建設事業評価室

第2節 略

第3節 略

(内部組織)

第23条 東京事務所に総務担当、行政担当及び観光物産担当を置く。

(所掌事務)

第25条 大阪事務所は、本県と関西地域等との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 略

鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	企画防災課
--------------	---	-------

略		
鳥取県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育委員会事務局 家庭・地域教育課

第1節の2 略

第2節 略

第23条 削除

(所掌事務)

第25条 大阪事務所は、本県と関西地域等との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 関西地域等の企業の誘致に関すること。

第3款 略

(設置)

第27条 略

(所掌事務)

第28条 名古屋事務所は、本県と中京地域等との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 中京地域等の企業の誘致に関すること。

第4款 略

(名称、位置及び所管区域)

第29条 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部総合事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県八頭総合事務所	八頭郡 八頭町	八頭郡
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
略		

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課、農業改良普及所、支所及びセンターを置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東部 総合 事務 所	県民局	企画総務課	総務係 会計係 企 画調整担当
		県民課	県民の声担当 地域 振興担当
	県税局	収税課	鳥取砂丘室

(5) 関西地域及び中京地域の企業の誘致に関する  
こと。

第2款の2 略

(設置)

第26条の2 略

(所掌事務)

第26条の3 名古屋事務所は、本県と中京地域との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 略

第2款の3 略

(名称、位置及び所管区域)

第26条の4 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
略		

(内部組織及び所掌事務)

第26条の5 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課、農業改良普及所、支所及びセンターを置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

--	--	--	--

		自動車税係
	課税課	直税第一係 直税第二係 間税係 外形標準課税担当
福祉保健局	福祉企画課	総務係 指導支援係
		福祉と保健の相談室
	福祉支援課	保護係 母子福祉係
	障害者支援課	障害福祉担当 精神保健担当
	健康支援課	医薬・疾病対策班 健康づくり支援班
生活環境局	環境・循環推進課	
	生活安全課	
	建築住宅課	建築住宅班 営繕班 設備班
農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当
	鳥取農業改良普及所	
	気高農業改良普及所	
	地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班
	林業振興課	林政担当 振興担当 林道担当
県土整備局	建設総務課	建設業係
	維持管理課	管理班 維持班 採石班
	用地課	道路都市班 河川砂防班
	計画調査課	地域計画班 設計調査班
	道路都市課	県道班 国道班 農道班 都市計画班
	河川砂防課	河川班 砂防班 治山班
	鳥取環状道路建設推進室	用地班 工務班
八頭総合	県民局	企画県民課 総務係 会計係 県民の声担当 地域振

事務所			興担当									
農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当		農林局	農業振興課							
		八頭農業改良普及所										
		地域整備課				管理班 総合整備班 技術指導班						
		林業振興課				林政担当 振興担当 林道担当						
	県土整備局	建設総務課	建設業係		農林局	建設総務課						
		維持管理課	管理班 維持班				維持管理課					
		用地課	道路整備班 河川砂防班					用地課				
		計画調査課	地域計画班 設計調査班						計画調査課			
		道路整備課	県道班 国道班 農道班							道路整備課		
		河川砂防課	河川班 砂防班 市瀬大呂地区整備班 治山班								河川砂防課	
中部総合事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計係 企画調整担当	中部総合事務所	県民局	企画総務課						総務係・会計係
	県民課	振興課	県民の声担当 商工労働担当		県民課	振興課						
		文化観光担当 地域振興担当										
県税局	収税課	管理係 徴収係 自動車税係		県税局	収税課	管理係・徴収係・自動車税係						
	課税課	直税第一係 直税第二係 間税係			課税課	直税第一係・直税第二係・間税係						
福祉保健局	福祉企画課	指導支援係 介護保険係		福祉保健局	福祉企画課	指導支援係・介護保険係						
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係			福祉支援課	障害福祉係・保護係・母子高齢者係・心と女性の相談室						
	障害者支援課	障害福祉係			障害者支援課							
		心と女性の相談室										
健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康増進係		健康支援課	医薬係・感染症・疾病対策係・健康増進係								
生活環境局	環境・循環推進課			生活環境局	環境課							

	生活安全課		
	建築住宅課	建築住宅班 営繕班 設備班	
農林局	農業振興課	生産流通担当 経営 支援担当	
	略		
	地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班	
	大規模基盤 整備室	開発調査担当 事業 推進担当	
	林業振興課	林政担当 振興担当 林道担当	
県土整 備局	略		
	維持管理課	管理班 維持班	
	用地課	道路都市班 河川砂 防班	
	計画調査課	地域計画班 設計調 査班 旧中部ダム予 定地域振興担当	
	道路都市課	県道班 国道班 農 道班 都市計画班	
	河川砂防課	河川みなと班 砂防 班 治山班	
西部 総合 事務 所	県民局	企画総務課	総務係 会計係 企 画調整担当
		県民課	県民の声担当 地域 振興担当
		振興課	国際担当 文化担当  大山中海観 観光担 光室 当 大山自然歴 大山自 史館 然歴史 館担当
		商工労働課	商工担当 労働担当
	県税局	収税課	管理係 徴収係 自 動車税係
		課税課	直税第一係 直税第 二係 間税係
		略	
福祉保 健局	福祉企画課	総務係 指導支援係	
	福祉支援課	保護係 母子高齢者 係	

農林局	農業振興課		
	略		
	地域整備課		
	大規模基盤 整備室	開発調査係・事業推 進係	
	林業振興課		
県土整 備局	略		
	維持管理課		
	用地課		
	計画調査課		
	道路都市課		
	河川砂防課		
	建築住宅課		
西部 総合 事務 所	県民局	企画総務課	総務係・会計係
		県民課	
		振興課	大山中海観光室・大 山自然歴史館
		商工労働課	
	県税局	収税課	管理係・徴収係・自 動車税係
課税課		直税第一係・直税第 二係・間税係	
略			
福祉保 健局	福祉企画課	総務係・指導支援係	
	福祉支援課	保護係・母子高齢者 係	

		障害者支援課	障害者支援係 心と女性の相談室
		健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康増進係
生活環境局		環境・循環推進課	
		生活安全課	
		建築住宅課	建築住宅班 営繕班 設備班
農林局		農業振興課	生産流通担当 経営支援担当
		略	
		地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班
		大山・弓浜農業用水対策室	中海地域事業班 大山地域事業班
		林業振興課	林政・林道担当 振興担当
		略	
県土整備局		略	
		維持管理課	管理班 維持班
		用地課	道路都市班 河川砂防班
		計画調査課	地域計画班 設計調査班
		略	
		道路都市課	県道班 国道班 農道班 都市計画班
		河川砂防課	河川みなと班 砂防班 治山班
日野総合事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計係
		県民課	県民の声・税務担当 市町村・商工労働担当 地域振興担当
	福祉保健局	福祉総務課	総務係 福祉係
		保健衛生課	衛生係 指導係
	農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当
		略	
地域整備課		管理班 総合整備班	

		障害者支援課	障害者支援係・心と女性の相談室
		健康支援課	医薬係・感染症・疾病対策係・健康増進係
		生活環境課	
農林局		農業振興課	
		略	
		地域整備課	
		大山・弓浜農業用水対策室	
		林業振興課	
		略	
県土整備局		略	
		維持管理課	
		用地課	
		計画調査課	
		略	
		道路都市課	
		河川砂防課	
		建築住宅課	
日野総合事務所	県民局	企画総務課	総務係・会計係
		県民課	
	福祉保健局	福祉総務課	総務係・福祉係
		保健衛生課	衛生係・指導係
	農林局	農業振興課	
		略	
地域整備課			







こと。										
12 人権 施策の 推進に 関する こと。										
13 地域 情報化 の相談 に關す ること。										
14 特定 非営利 活動法 人に関 すること。										
15 過疎 ・中山 間地域 の振興 に關す ること。										
16 文化 芸術の 振興に 關する こと。										
17 商工 業の振 興及び 中小企 業の各 種相談 に關す ること。										
18 観光 の振興 に關す ること。										
19 労働 相談そ の他労										

		働に關 するこ と(個 別労働 紛争解 決条例 第4条 第1項 の規定 による あつせ んの申 請の受 理を含 む。)																	
	20	建築 確認申 請の受 付けに 關する こと。																	
	21	大山 地域の 振興に 關する こと。																	
	22	自然 公園に 關する こと。																	
	23	鳥取 県立大 山自然 歴史館 に關す ること。																	
	24	大山 オオタ カの森 の管理 に關す ること。																	
	25	その																	

他事務  
所内他  
課の所  
掌に属  
しない  
こと。

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所県税局各課、同所福祉保健局各課及び同所生活環境局各課にあつては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所県税局各課及び同所生活環境局建築住宅課にあつては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること（中部総合事務所に限る。）。
- (5) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局県民課

- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (2) 情報公開に係る事務に関すること。
- (3) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務に関すること。
- (5) 県税相談に関すること（日野総合事務所に限る。）。
- (6) 人権施策の推進に関すること。
- (7) 過疎・中山間地域の振興に関すること（中部総合事務所を除く。）。
- (8) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (9) 地域情報化の相談に関すること（東部総合事務所を除く。）。
- (10) 文化芸術の振興に関すること（東部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。
- (11) 国際交流の推進に関すること（中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。
- (12) 旅券の発給に関すること（日野総合事務所に限る。）。
- (13) 観光の振興に関すること（東部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。
- (14) 鳥取砂丘及び山陰海岸地域の振興に関するこ

3 各課（県民局各課を除く。）の所掌事務は、次のとおりとする。

と(東部総合事務所に限る。)

(15) 建築確認申請の受付に関する事(日野総合事務所に限る。)

(16) 自然公園に関する事(日野総合事務所に限る。)

(17) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関する事(中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。)

(18) 労働相談その他労働に関する事(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)(中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。)

#### 県民局企画県民課

(1) 事務所内の総合調整に関する事。

(2) 事務所及び県民局の庶務に関する事。

(3) 災害対策地方支部に関する事。

(4) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関する事。

(5) 情報公開に係る事務に関する事。

(6) 個人情報保護に係る事務に関する事。

(7) 行政手続に係る事務に関する事。

(8) 過疎・中山間地域の振興に関する事。

(9) 特定非営利活動法人等に関する事。

(10) 文化芸術の振興に関する事。

(11) 観光の振興に関する事。

(12) その他事務所内他課の所掌に属しない事。

#### 県民局振興課

(1) 過疎・中山間地域の振興に関する事(中部総合事務所に限る。)

(2) 文化芸術の振興に関する事。

(3) 国際交流の推進に関する事(西部総合事務所に限る。)

(4) 旅券の発給に関する事(西部総合事務所に限る。)

(5) 観光の振興に関する事。

(6) 大山地域の振興に関する事(西部総合事務所に限る。)

(7) 鳥取県立大山自然歴史館に関する事(西部総合事務所に限る。)

(8) 鳥取県立大山駐車場の管理に関する事(西部総合事務所に限る。)

#### 県民局商工労働課

(1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関する事

ること。

(2) 労働相談その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあつせん申請の受理を含む。）。

県税局収税課及び県税局課税課 略

福祉保健局福祉企画課

(1)～(5) 略

(6) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること（東部総合事務所に限る。）。

(7) 老人保健福祉計画の推進に関すること（東部総合事務所に限る。）。

(8) 福祉保健局の庶務（東部総合事務所においては鳥取県立鳥取療育園、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶務を、西部総合事務所においては鳥取県米子児童相談所の庶務を含む。）に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 略

福祉保健局福祉支援課

(1) 老人保健福祉計画の推進に関すること（東部総合事務所を除く。）。

(2) 生活保護及び母子福祉等に係る連絡調整に関すること。

福祉保健局障害者支援課

(1)～(3) 略

(4) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること（東部総合事務所を除く。）。

福祉保健局健康支援課 略

福祉保健局福祉総務課 略

福祉保健局保健衛生課

県税局収税課及び県税局課税課 略

福祉保健局福祉企画課

(1)～(5) 略

(6) 福祉保健局の庶務（西部総合事務所福祉保健局においては鳥取県米子児童相談所の庶務を含む。）に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 略

福祉保健局福祉支援課

(1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること（中部総合事務所福祉保健局に限る。）。

(2) 老人保健福祉計画の推進に関すること。

(3) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること（中部総合事務所福祉保健局に限る。）。

(4) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること（中部総合事務所福祉保健局に限る。）。

(5) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること（中部総合事務所福祉保健局に限る。）。

福祉保健局障害者支援課

(1)～(3) 略

(4) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること。

福祉保健局健康支援課 略

福祉保健局生活環境課

保健、医療及び福祉に関する連絡調整に関すること。

福祉保健局福祉総務課 略

福祉保健局保健衛生課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）を所掌する。

- (1) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- (2) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
- (4) 上水道及び下水道の衛生に関すること。
- (5) 温泉に関すること。
- (6) 食品衛生に関すること。
- (7) 調理師等食品関係者の身分及び業務に関すること。
- (8) と畜場及びと畜に関すること。
- (9) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (10) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関すること。
- (11) 狂犬病予防に関すること。
- (12) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (13) 公害対策に関すること。
- (14) 自然環境の保護に関すること。
- (15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (16) 保健衛生の試験検査に関すること。
- (17) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。
- (18) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (19) 衛生統計に関すること。
- (20) その他環境衛生及び生活環境に関すること。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（第2号から第11号までに掲げる事務にあっては、保健所の所掌に属するものを除く。）を所掌する。

- (1) 環境保全、生活衛生、建築及び住宅に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- (3) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
- (5) 上水道及び下水道の衛生に関すること。

衛生統計に関すること。

- (6) 温泉に関すること。
- (7) 公害対策に関すること。
- (8) 保健衛生の試験検査に関すること。
- (9) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (11) その他環境衛生に関すること。
- (12) 生活環境局の庶務に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (13) その他局内他課の所掌に属しない事項に関すること。
- 生活環境局生活安全課
- 次に掲げる事務（第1号から第11号までに掲げる事務にあっては、保健所の所掌に属するものを除く。）を所掌する。
- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 調理師等食品関係者の身分及び業務に関すること。
- (3) と畜場及びと畜に関すること。
- (4) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (5) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関すること。
- (6) 狂犬病予防に関すること。
- (7) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (8) 自然環境の保護に関すること。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (10) 自然公園に関すること。
- (11) その他生活環境に関すること。
- (12) 大山オオタカの森の管理に関すること（西部総合事務所に限る。）。
- 生活環境局建築住宅課
- (1) 建築及び住宅行政に関すること。
- (2) 県営住宅の管理事務に関すること。
- (3) 営繕工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること。
- (4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。
- (5) 建築物の評価に関すること。
- (6) 景観形成の指導（建築物等（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物を除く。）の新築、増築、改築、移転又は外観の変更に係るものに限る。）に関すること。
- (7) 景観形成の指導（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、

移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。) に関すること (県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。)

(8) 都市公園に関すること (県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。)

(9) 屋外広告物に関すること (県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。)

(10) 開発行為に係る許可等に関すること (県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。)

農林局農業振興課

(1)～(16) 略

(17) 農林局の庶務に関すること (県民局企画総務課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。)

農林局鳥取農業改良普及所

鳥取市 (農林局気高農業改良普及所が所掌する区域を除く。) 及び岩美郡の区域において、次に掲げる事務 (以下「普及所の事務」という。) を所掌する。

(1) 改良普及員 (農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) 第8条第1項の普及指導員を含む。) の行う事務により得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。

(2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供に関すること。

(3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

農林局気高農業改良普及所

鳥取市 (鳥取市気高町、同市鹿野町及び同市青谷町の区域に限る。) の区域において、普及所の事務を所掌する。

農林局農業振興課

(1)～(16) 略

(17) 農林局の庶務に関すること (県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。)

農林局農業改良普及所

(1) 改良普及員 (農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) 第8条第1項の普及指導員を含む。) の行う事務により得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。

(2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供に関すること。

(3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。



農林局八頭農業改良普及所普及所の事務を所掌する。農林局倉吉農業改良普及所倉吉市、東伯郡三朝町及び同郡湯梨浜町の区域において、普及所の事務を所掌する。農林局東伯農業改良普及所東伯郡琴浦町及び同郡北栄町の区域において、普及所の事務を所掌する。農林局米子農業改良普及所米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町の区域において、普及所の事務を所掌する。農林局大山農業改良普及所西伯郡大山町の区域において、普及所の事務を所掌する。農林局日野農業改良普及所普及所の事務を所掌する。

農林局地域整備課～農林局中海干拓営農センター略

県土整備局建設総務課

- (1) 略
- (2) 生活環境局、農林局及び県土整備局の所管する土木建築工事の入札に関すること。
- (3) 略
- (4) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。）。

県土整備局維持管理課

- (1)～(5) 略
- (6) 景観形成の指導（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること（八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。

- (7) 開発行為に係る許可等、屋外広告物及び都市公園に関すること（八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。

県土整備局用地課

- (1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること（鳥取環状道路に関する工事（以下「鳥取環状道路工事」という。）に係るものを除く。）。

農林局地域整備課～農林局中海干拓営農センター略

県土整備局建設総務課

- (1) 略
- (2) 農林局及び県土整備局の所管する土木建築工事の入札に関すること。
- (3) 略
- (4) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）。

県土整備局維持管理課

- (1)～(5) 略
- (6) 景観形成の指導（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。

県土整備局用地課

- (1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。

(2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関する  
こと(鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(3) 略

県土整備局計画調査課

(1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関する  
こと(鳥取環状道路工事に係るものを除く。)

(2)及び(3) 略

(4) 旧中部ダム予定地域の振興に関すること(中  
部総合事務所に限る。)

県土整備局米子空港整備室 略

県土整備局道路都市課及び道路整備課

(1) 道路工事(鳥取環状道路工事を除く。)及び  
都市計画事業(下水道に関する事業を除く。)に  
係る工事(以下この項において「道路工事等」と  
いう。)の調査設計に関すること(県土整備局計  
画調査課の所掌に属するもの及び鳥取環状道路工  
事に係るものを除く。)

(2)~(5) 略

県土整備局河川砂防課

(1) 略

(2) 河川工事、海岸工事及び砂防工事(以下この  
項において「河川工事等」という。)の調査設計  
に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属  
するものを除く。)

(3) 略

(4) 港湾工事の調査設計に関すること(県土整備  
局計画調査課の所掌に属するもの及び東部総合事  
務所を除く。)

(5) 港湾工事の施工及び指導監督に関すること  
(東部総合事務所を除く。)

(6) 略

(7) 略

(8) 漁港及び漁場の整備及び維持修繕に関するこ  
と(東部総合事務所を除く。)

県土整備局鳥取環状道路建設推進室

(1) 鳥取環状道路工事に必要な土地等の取得及び  
地上物件の移転に関すること。

(2) 鳥取環状道路工事に係る損害の賠償又は補償  
に関すること。

(3) 鳥取環状道路工事の調査設計に関すること。

(4) 鳥取環状道路工事の施工及び指導監督に関す  
ること。

(2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関する  
こと。

(3) 略

県土整備局計画調査課

(1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関する  
こと。

(2)及び(3) 略

県土整備局米子空港整備室 略

県土整備局道路都市課及び道路整備課

(1) 道路工事及び都市計画事業(下水道に関する  
事業を除く。)に係る工事(以下この項において  
「道路工事等」という。)の調査設計に関すること  
(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除  
く。)

(2)~(5) 略

県土整備局河川砂防課

(1) 略

(2) 河川工事、港湾工事、海岸工事及び砂防工事  
(以下この項において「河川工事等」という。)の  
調査設計に関すること(県土整備局計画調査課の  
所掌に属するものを除く。)

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 漁港及び漁場の整備及び維持修繕に関するこ  
と。

県土整備局建築住宅課

- (1) 建築及び住宅行政に関すること（西部総合事務所県土整備局にあっては、日野総合事務所県土整備局の所管区域内に係るものを含む。以下この項において同じ。）。
- (2) 県営住宅の管理事務に関すること。
- (3) 営繕工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること。
- (4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。
- (5) 建築物の評価に関すること。
- (6) 景観形成の指導（建築物等（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物を除く。）の新築、増築、改築、移転又は外観の変更に係るものに限る。）に関すること。

第3款 略

(名称及び位置)

第27条 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成2年3月鳥取県条例第6号）第2条の規定により設置された公文書館の名称及び位置は、次のとおりである。

略

(所掌事務)

第28条 略

第4款 県民局

(設置)

第29条 県民局を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県八頭県民局	八頭郡 八頭町	鳥取市（鳥取市河原町、鳥取市用瀬町及び鳥取市佐治町の区域に限る。）及び八頭郡

(所掌事務)

第30条 県民局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 局の所在する庁舎の管理及び当該庁舎に所在する局の職員の研修に関すること。
- (2) 局の庶務に関すること。
- (3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。

第5款 略

(名称及び位置)

第31条 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第6号）第2条の規定により設置された公文書館の名称及び位置は、次のとおりである。

略

(所掌事務)

第32条 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部県 税事務所	収税課	管理係 徴収係 自動車税係
	課税課	直税第一係 直税第二係 間税係 外形標準課税担当
鳥取県中部県 税事務所	収税課	管理係 徴収係 自動車税係
	課税課	直税第一係 直税第二係 間税係
鳥取西部県税 事務所	収税課	管理係 徴収係 自動車税係
	課税課	直税第一係 直税第二係 間税係
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (4) 情報公開に係る事務に関すること。
- (5) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (6) 行政手続に係る事務に関すること。
- (7) 市町村との連絡調整に関すること。
- (8) その他所管区域の住民からの相談に関すること。

(内部組織)

第30条の2 県民局に県民室を置く。

第5款 削除

第31条及び第32条 削除

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部県 税事務所	総務課	庶務係・管理係
	収税課	徴収係・自動車税係
	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係
鳥取県中部県 税事務所	収税課	管理係・徴収係・自動車税係
	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係
鳥取西部県税 事務所	収税課	管理係・徴収係・自動車税係
	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 県税に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合の指導に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

収税課

- (1) 県税に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (4)～(9) 略

(10) 略

(11) 納税貯蓄組合の指導に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない県税事務所の所掌事務に関すること。

課税課 略

3 略

第 7 款 略

(名称及び位置)

第35条 略

(所掌事務)

第36条 略

第 4 節 企画部の所管に属する機関

(設置)

第37条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取交	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭

(6) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない県税事務所の所掌事務に関すること。

収税課

- (1) 県税に係る周知宣伝に関すること (東部県税事務所を除く。)
- (2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること (東部県税事務所を除く。)
- (3) 県税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること (東部県税事務所を除く。)
- (4)～(9) 略

(10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の督促及び収納に関すること (東部県税事務所に限る。)

(11) 自動車税及び自動車取得税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること (東部県税事務所に限る。)

(12) 略

(13) 納税貯蓄組合の指導に関すること (東部県税事務所を除く。)

(14) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない県税事務所の所掌事務に関すること (東部県税事務所を除く。)

課税課 略

3 略

第 7 款 削除

第34条の 2 及び第34条の 3 削除

第 8 款 略

(名称及び位置)

第34条の 4 略

(所掌事務)

第34条の 5 略

通事故相談所		郡
鳥取県倉吉交 通事故相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子交 通事故相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡 及び日野郡

## (所掌事務)

第38条 交通事故相談所は、交通事故被害者等に対する交通事故に関する相談及び関係機関へのあつせん並びに交通事故被害者等の援護に関する指導、連絡等に関する事務を所掌する。

## 第5節 略

## (名称及び位置)

第39条 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)第2条の規定により設置された県民文化会館の名称及び位置は、次のとおりである。

略

## (所掌事務)

第40条 略

## 第2款 略

## (名称及び位置)

第41条 略

## 第3節 略

## (名称及び位置)

第34条の6 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年3月鳥取県条例第2号)第2条の規定により設置された県民文化会館の名称及び位置は、次のとおりである。

略

## (所掌事務)

第34条の7 略

## 第1款の2 童謡館

## (名称及び位置)

第34条の8 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第2号)第2条の規定により設置された童謡館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立童謡館	鳥取市

## (所掌事務)

第34条の9 童謡館は、童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資するための事務を所掌する。

## 第1款の3 略

## (名称及び位置)

第34条の10 略

(所掌事務)

第42条 略

第 3 款 童謡館

(名称及び位置)

第43条 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例

(平成7年鳥取県条例第2号) 第2条の規定により  
設置された童謡館の名称及び位置は、次のとおりで  
ある。

名 称	位 置
鳥取県立童謡館	鳥取市

(所掌事務)

第44条 童謡館は、童謡、唱歌等を通じて特色ある地  
域文化の振興に資するための事務を所掌する。

第 4 款 略

(名称及び位置)

第45条 略

(所掌事務)

第46条 略

第 5 款 略

(名称及び位置)

第47条 略

(所掌事務)

第48条 略

第 6 節 略

(所掌事務)

第34条の11 略

第 2 款 削除

第35条から第36条の2まで 削除

第 3 款 略

(名称及び位置)

第36条の3 略

(所掌事務)

第36条の4 略

第 4 款 略

(名称及び位置)

第36条の5 略

(所掌事務)

第36条の6 略

第 4 節 略

第 1 款 福祉保健局

(設置)

第36条の7 福祉保健局を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
鳥取県東部福祉保健局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(内部組織及び所掌事務)

第36条の8 東部福祉保健局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

福祉企画課	総務係・指導支援係
福祉支援課	保護係・母子高齢者係
障害者支援課	障害者支援係・福祉と保健の相談室
健康支援課	
生活環境課	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

- (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 保健及び福祉関係職員の研修の企画調整に関すること。
- (3) 社会福祉統計、人工動態統計及び衛生統計に関すること。
- (4) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) その他他課の所掌に属しない事項に関すること。
- (7) 東部福祉保健局の庶務（鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶務を含む。）に関すること。

福祉支援課

老人保健福祉計画の推進に関すること。

障害者支援課

- (1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。
- (2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に係ること。
- (3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること。
- (4) 保健及び福祉についての総合相談窓口に関すること。

健康支援課

地域保健医療計画の推進に関すること。



第1款 略

(名称、位置及び所管区域)

第49条 略

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉企画課	総務係 指導支援係	
		福祉と保健の相談室	
	福祉支援課	保護係 母子福祉係	
	障害者支援課	障害福祉担当 精神保健担当	
鳥取県中部福祉事務所	福祉企画課	指導支援係 介護保険係	
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係	
	障害者支援課	障害福祉係	心と女性の相談室
鳥取西部福祉事務所	福祉企画課	総務係 指導支援係	
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係	
	障害者支援課	障害者支援係	心と女性の相談室
鳥取県日野福祉事務所	福祉総務課	総務係 福祉係	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1)及び(2) 略

(3) 老人の福祉に関すること(東部福祉事務所に限る。)

(4)~(6) 略

福祉支援課

(1)~(7) 略

生活環境課

保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること。

第1款の2 略

(名称、位置及び所管区域)

第37条 略

(内部組織及び所掌事務)

第38条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉企画課	総務係 指導支援係	
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係	
	障害者支援課	障害者支援係 福祉と保健の相談室	
鳥取県中部福祉事務所	福祉企画課	指導支援係 介護保険係	
	福祉支援課	障害福祉係 保護係 母子高齢者係 心と女性の相談室	
鳥取西部福祉事務所	福祉企画課	総務係 指導支援係	
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係	
	障害者支援課	障害者支援係 心と女性の相談室	
鳥取県日野福祉事務所	福祉総務課	総務係 福祉係	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1)及び(2) 略

(3) 同和事業に関すること(東部福祉事務所に限る。)

(4)~(6) 略

福祉支援課

(1)~(7) 略

(8) 老人の福祉に関すること(東部福祉事務所を除く。)

(9) 略

(10) 略

(11) 略

障害者支援課及び福祉総務課 略

第2款 保健所

(名称、位置及び所管区域)

第51条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県倉吉保健所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野保健所	日野郡 日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	福祉企画課	総務係 指導支援係
		福祉と保健の相談室
	障害者支援課	障害福祉担当 精神保健担当
	健康支援課	医薬・疾病対策班 健康づくり支援班
	環境・循環推進課	
	生活安全課	
鳥取県倉吉保健所	福祉企画課	指導支援係 介護保険係

(8) 身体障害者の福祉に関すること(中部福祉事務所に限る。)

(9) 知的障害者の福祉に関すること(中部福祉事務所に限る。)

(10) 老人の福祉に関すること。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

障害者支援課及び福祉総務課 略

	障害者支援課	障害福祉係 心と女性の相談室
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康増進係
	環境・循環推進課	
	生活安全課	
鳥取県米子保健所	福祉企画課	総務係 指導支援係
	障害者支援課	障害者支援係 心と女性の相談室
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康増進係
	環境・循環推進課	
	生活安全課	
鳥取県日野保健所	福祉総務課	総務係 福祉係
	保健衛生課	衛生係 指導係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

保健に関する情報の収集及び提供に関すること。

障害者支援課

精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

健康支援課

- (1) 医療法及び薬事法の施行に関すること。
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。
- (3) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- (4) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- (5) 衛生教育に関すること。
- (6) 結核の予防に関すること。
- (7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (8) 健康増進対策に関すること。
- (9) 栄養士法の施行に関すること。
- (10) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (11) 口腔衛生に関すること。
- (12) 保健師等の業務指導に関すること。
- (13) 母体保護及び母子保健に関すること。

(14) 老人保健に関すること。

(15) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

環境・循環推進課

地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条第4号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

生活安全課

地域保健法第6条第3号（食品衛生に関するものに限る。）及び同条第4号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること（環境・循環推進課の所掌に属するものを除く。）。

福祉総務課

(1) 医療法及び薬事法の施行に関すること。

(2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。

(3) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。

(4) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。

(5) 衛生教育に関すること。

保健衛生課

(1) 結核の予防に関すること。

(2) 感染症その他の疾病の予防に関すること。

(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

(4) 母体保護及び母子保健に関すること。

(5) 健康増進対策に関すること。

(6) 栄養士法の施行に関すること。

(7) 栄養の改善及び指導に関すること。

(8) 口腔衛生に関すること。

(9) 保健師等の業務指導に関すること。

(10) 地域保健法第6条第3号（食品衛生に関するものに限る。）及び同条第4号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

(11) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

第1款の3 福祉相談センター

(設置)

第38条の2 福祉相談センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県福祉相談センター	鳥取市

(所掌事務)

第38条の3 福祉相談センターは、児童及び要保護女子の福祉並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第38条の4 福祉相談センターに総務課、児童相談課、女性相談課、判定課及び一時保護課を置く。

第1款の4 略

(名称及び位置)

第38条の5 略

(所掌事務)

第38条の6 略

第2款 略

(名称、位置及び所管区域)

第39条 略

(所掌事務)

第40条 身体障害者更生相談所は、身体障害者の相談に応じ、その医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なう事務を所掌する。

第3款 略

(名称、位置及び所管区域)

第41条 略

(所掌事務)

第42条 略

第4款 略

(名称及び位置)

第3款 略

(名称及び位置)

第53条 略

(所掌事務)

第54条 略

第4款 略

(名称、位置及び所管区域)

第55条 略

(所掌事務)

第56条 身体障害者更生相談所は、身体障害者の相談に応じ、その医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行う事務を所掌する。

第5款 略

(名称、位置及び所管区域)

第57条 略

(所掌事務)

第58条 略

第6款 略

(名称及び位置)

第59条 略

(所掌事務)

第60条 略

第7款 略

(名称及び位置)

第61条 略

(所掌事務)

第62条 略

第8款 知的障害児施設

(名称及び位置)

第63条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立皆成学園	倉吉市

(所掌事務)

第64条 知的障害児施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 知的障害のある児童の入所による保護に関すること。
- (2) 知的障害のある児童の独立自活に必要な知識技能の習得に関すること。
- (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること。

(内部組織)

第65条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び自閉症・発達障害支援センターを置き、課の事務を分掌させるため、育成課に指導係及び社会自立推進係を置く。

第9款 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設

(名称、位置及び種別)

第66条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設

第43条 略

(所掌事務)

第44条 略

第4款の2 略

(名称及び位置)

第45条 略

(所掌事務)

第45条の2 略

置された肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設  
の名称、位置及び種別は、次のとおりである。

名称	位置	種別
鳥取県立総合療育センター	米子市	肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	肢体不自由児施設
鳥取県立中部療育園	倉吉市	

(所掌事務)

第67条 肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与える事務を所掌する。

2 重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第68条 総合療育センターに事務部、医務部、リハビリテーション部、看護部、社会参加部及び通園部を置く。

第10款 略

(名称及び位置)

第69条 略

(所掌事務)

第70条 略

第11款 略

(名称及び位置)

第71条 略

(所掌事務)

第72条 略

第12款 福祉相談センター

(設置)

第5款 略

(名称及び位置)

第46条 略

(所掌事務)

第47条 略

第6款 略

(名称及び位置)

第48条 略

(所掌事務)

第49条 略

第73条 福祉相談センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県福祉相談センター	鳥取市

(所掌事務)

第74条 福祉相談センターは、児童及び要保護女子の福祉並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第75条 福祉相談センターに総務課、児童相談課、女性相談課、判定課及び一時保護課を置く。

第13款 略

(名称、位置及び所管区域)

第76条 略

(所掌事務)

第77条 略

(内部組織)

第78条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県倉吉児童相談所	総務課 相談課 判定保護課
鳥取県米子児童相談所	相談課 判定保護課

第14款 略

(名称、位置及び所管区域)

第79条 略

(所掌事務)

第80条 婦人相談所は、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項の規定による要保護女子の保護更生に関する事務並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務を所掌する。

第7款 略

(名称、位置及び所管区域)

第50条 略

(所掌事務)

第51条 略

(内部組織)

第52条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県倉吉児童相談所	総務課・相談課・判定保護課
鳥取県米子児童相談所	相談課・判定保護課

第8款 略

(名称、位置及び所管区域)

第53条 略

(所掌事務)

第54条 婦人相談所は、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項の規定による要保護女子の保護更生に関する事務並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務を所掌する。



第15款 略

(設置)

第81条 略

(所掌事務)

第82条 略

(内部組織)

第83条 略

第9款 略

(設置)

第55条 略

(所掌事務)

第56条 略

(内部組織)

第57条 略

第10款 知的障害児施設

(名称及び位置)

第58条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立皆成学園	倉吉市

(所掌事務)

第59条 知的障害児施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 知的障害のある児童の入所による保護に関すること。
- (2) 知的障害のある児童の独立自活に必要な知識技能の習得に関すること。
- (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること。

(内部組織)

第60条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び自閉症・発達障害支援センターを置き、課の事務を分掌させるため、育成課に指導係及び社会自立推進係を置く。

第11款 削除

第61条から第63条まで 削除

第12款 肢体不自由児施設

(名称及び位置)

第64条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された肢体不自由児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立総合療育センター	米子市
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市
鳥取県立中部療育園	倉吉市

(所掌事務)

第65条 肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与える事務を所掌する。

(内部組織)

第66条 総合療育センターに事務部、医務部、看護部、社会参加部及び通園部を置き、事務部に庶務係及び監理係を置く。

第13款 略

(名称及び位置)

第67条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第16号)第2条の規定により設置された保育専門学院の名称及び位置は、次のとおりである。

略

(所掌事務)

第68条 略

(内部組織)

第69条 略

第14款 略

(名称及び位置)

第70条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年10月鳥取県条例第19号)第2条の規定により設置された鳥取砂丘こどもの国の名称及び位置は、次のとおりである。

略

(所掌事務)

第16款 略

(名称及び位置)

第84条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第16号)第2条の規定により設置された保育専門学院の名称及び位置は、次のとおりである。

略

(所掌事務)

第85条 略

(内部組織)

第86条 略

第17款 略

(名称及び位置)

第87条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)第2条の規定により設置された鳥取砂丘こどもの国の名称及び位置は、次のとおりである。

略

(所掌事務)

第88条 略

第71条 略

第15款 保健所

(名称、位置及び所管区域)

第71条の2 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県倉吉保健所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野保健所	日野郡 日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	福祉企画課	総務係・指導支援係
	障害者支援課	障害者支援係・福祉と保健の相談室
	健康支援課	
	生活環境課	
鳥取県倉吉保健所	福祉企画課	指導支援係・介護保険係
	福祉支援課	障害福祉係・保護係・母子高齢者係・心と女性の相談室
	健康支援課	医薬係・感染症・疾病対策係・健康増進係
	生活環境課	
鳥取県米子保健所	福祉企画課	総務係・指導支援係
	障害者支援課	障害者支援係・心と女性の相談室
	健康支援課	医薬係・感染症・疾病対策係・健康増進係

	生活環境課	
鳥取県日野保	福祉総務課	総務係・福祉係
健所	保健衛生課	衛生係・指導係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

保健に関する情報の収集及び提供に関すること。

福祉支援課

精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

障害者支援課

精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

健康支援課

(1) 医療法及び薬事法の施行に関すること。

(2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。

(3) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。

(4) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。

(5) 衛生教育に関すること。

(6) 結核の予防に関すること。

(7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。

(8) 健康増進対策に関すること。

(9) 栄養土法の施行に関すること。

(10) 栄養の改善及び指導に関すること。

(11) 口腔衛生に関すること。

(12) 保健師等の業務指導に関すること。

(13) 母体保護及び母子保健に関すること。

(14) 老人保健に関すること。

(15) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

生活環境課

(1) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。

(2) ねずみ、衛生害虫等の駆除その他環境衛生に関すること。

(3) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。

(5) 上水道及び下水道の衛生に関すること。

(6) 温泉に関すること。

(7) 食品衛生に関すること。

(8) 調理師等食品関係者の身分及び業務に関する

こと。

- (9) と畜場及びと畜に関すること。
- (10) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (11) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農業に関すること。
- (12) 狂犬病予防及び飼犬管理に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (14) 公害対策に関すること。
- (15) 自然環境の保護に関すること。
- (16) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (17) 保健衛生の試験検査及び研究に関すること。
- (18) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。
- (19) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

福祉総務課

- (1) 医療法及び薬事法の施行に関すること。
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。
- (3) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- (4) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- (5) 衛生教育に関すること。
- (6) 庶務に関すること。

保健衛生課

- (1) 結核の予防に関すること。
- (2) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- (4) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (5) 健康増進対策に関すること。
- (6) 栄養士法の施行に関すること。
- (7) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (8) 口腔衛生に関すること。
- (9) 保健師等の業務指導に関すること。
- (10) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- (11) ねずみ、衛生害虫等の駆除その他環境衛生に関すること。
- (12) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
- (13) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
- (14) 上水道及び下水道の衛生に関すること。

- (15) 温泉に関すること。
- (16) 食品衛生に関すること。
- (17) 調理師等食品関係者の身分及び業務に関する  
こと。
- (18) と畜場及びと畜に関すること。
- (19) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (20) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農業に関  
すること。
- (21) 狂犬病予防及び飼犬管理に関すること。
- (22) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (23) 公害対策に関すること。
- (24) 自然環境の保護に関すること。
- (25) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (26) 保健衛生の試験検査及び研究に関すること。
- (27) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又  
は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。
- (28) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (29) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関す  
ること。

第16款 削除

第71条の4から第71条の6まで 削除

第17款 略

(名称及び位置)

第71条の7 略

(所掌事務)

第71条の8 略

(内部組織)

第71条の9 略

第18款 略

(名称及び位置)

第71条の10 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管  
理に関する条例（昭和39年3月鳥取県条例第15号）  
第2条の規定により設置された歯科衛生専門学校の  
名称及び位置は、次のとおりである。

略

第18款 略

(名称及び位置)

第89条 略

(所掌事務)

第90条 略

(内部組織)

第91条 略

第19款 略

(名称及び位置)

第92条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に  
関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）第2条の  
規定により設置された歯科衛生専門学校の名称及び  
位置は、次のとおりである。

略

(所掌事務)

第93条 略

第20款 略

(名称及び位置)

第94条 略

(所掌事務)

第95条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。

(6) 障害者自立支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

(7) 障害者自立支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

(8) 略

(9) 略

(内部組織)

第96条 精神保健福祉センターにこころの健康増進課及び地域支援課を置く。

第7節 略

(名称、位置及び所管区域)

第97条 略

(所掌事務)

第98条 食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(内部組織)

(所掌事務)

第71条の11 略

第19款 略

(名称及び位置)

第72条 略

(所掌事務)

第73条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第3項及び第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。

(6) 略

(7) 略

(内部組織)

第73条の2 精神保健福祉センターに指導課及び訓練課を置く。

第5節 略

(名称、位置及び所管区域)

第74条 略

(所掌事務)

第75条 食肉衛生検査所は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(内部組織)

第99条 略第76条 略第2款 削除第77条から第79条まで 削除第3款 交通事故相談所(設置)第80条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取交 通事故相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭 郡
鳥取県倉吉交 通事故相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子交 通事故相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡 及び日野郡

(所掌事務)

第81条 交通事故相談所は、交通事故被害者等に対する交通事故に関する相談及び関係機関へのあっせん並びに交通事故被害者等の援護に関する指導、連絡等に関する事務を所掌する。

第4款 消費生活センター(名称及び位置)

第82条 鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年3月鳥取県条例第3号）第2条の規定により設置された消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立消費生活センター	米子市

(所掌事務)

第83条 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消費生活に関する知識の普及及び情報の提供に関すること。
- (2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (3) 商品の試験及び検査に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか消費生活の安定及



び向上を図るために必要な業務に関すること。

第84条及び第85条 削除

第 5 款 山陰海岸自然科学館

(名称及び位置)

第86条 鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)第2条の規定により設置された山陰海岸自然科学館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美郡岩美町

(所掌事務)

第87条 自然科学館は、鳥取県の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るための各種資料の展示その他の事務を所掌する。

第 6 款 略

(名称及び位置)

第88条 略

(所掌事務)

第89条 略

第 6 節 略

第 1 款及び第 2 款 削除

第90条から第95条まで 削除

第 3 款 産業体育館

(名称及び位置)

第96条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)第2条の規定により設置された産業体育館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取産業体育館	鳥取市

第 2 款 略

(名称及び位置)

第100条 略

(所掌事務)

第101条 略

第 8 節 略

鳥取県立米子産業体育館	米子市
-------------	-----

(所掌事務)

第97条 産業体育館は、集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るための事務を所掌する。

第4款及び第5款 削除

第98条から第100条まで 削除

第6款 高等技術専門学校

(名称及び位置)

第101条 職業能力開発促進法第16条第1項の規定により設置された職業能力開発校の名称及び位置は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の規定により、次のとおりとする。

略
---

(所掌事務)

第102条 略

(内部組織)

第103条 略

第7款 削除

第104条及び第105条 削除

第7節 略

第1款 地方農林振興局

(名称、位置及び管轄区域)

第106条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例(昭和36年鳥取県条例第19号)第1条の規定により設置された地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市及び岩美郡

(名称及び位置)

第102条 職業能力開発促進法第16条第1項の規定により設置された職業能力開発校の名称及び位置は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例(昭和44年鳥取県条例第37号)の規定により、次のとおりである。

略
---

(所掌事務)

第103条 略

(内部組織)

第104条 略

第9節 略

鳥取県八頭地 方農林振興局	八頭郡 八頭町	八頭郡
------------------	------------	-----

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び農業改良普及所を置く。

鳥取県鳥取地方農林振興局	総務課
	農業振興課
	鳥取農業改良普及所
	気高農業改良普及所
	地域整備課
	林業振興課
鳥取県八頭地方農林振興局	総務課
	農業振興課
	八頭農業改良普及所
	地域整備課
	林業振興課

2 農業改良普及所（鳥取農業改良普及所、気高農業改良普及所及び八頭農業改良普及所に限る。次項において同じ。）の位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市（気高農業改良普及所の管轄区域を除く。）及び岩美郡
気高農業改良普及所	鳥取市	鳥取市の一部
八頭農業改良普及所	八頭郡 八頭町	八頭郡

3 各課及び農業改良普及所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 局内の総合調整に関すること。
- (2) その他他課及び農業改良普及所の所掌に属しない農林水産行政に関すること。
- (3) 庶務に関すること。

農業振興課

- (1) 地域農林水産業振興対策に関すること。
- (2) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関すること。
- (3) 農業金融対策に関すること。
- (4) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。

- (5) 農地関係等の調整に関すること。
- (6) 農業共済に関すること。
- (7) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (8) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関すること。
- (9) 自作農創設維持に関すること。
- (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (11) 草地改良に関すること。
- (12) 家畜衛生に関すること。
- (13) 景観形成の指導（都市計画区域外における土地（農地に限る。）の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。
- (14) 農業構造改善に関すること。
- (15) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。

#### 農業改良普及所

- (1) 改良普及員（農業改良助長法第8条第1項の普及指導員を含む。）の行う事務により得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。
- (2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供に関すること。
- (3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

#### 地域整備課

- (1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。第3号及び第5号において同じ。）に関すること。
- (2) 土地改良区に関すること。
- (3) 土地改良事業に係る調査に関すること。
- (4) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
- (5) 土地改良事業に要する資金に関すること。
- (6) 農業水利の調整に関すること。
- (7) 農業集落排水事業に関すること。

#### 林業振興課

- (1) 林業団体の振興対策に関すること。
- (2) 林業金融に関すること。
- (3) 林産物の生産指導に関すること。
- (4) 県営林事業に関すること。
- (5) 森林国営保険に関すること。
- (6) 林業技術普及に関すること。
- (7) 林業経営指導に関すること。
- (8) 森林計画の実行に関すること。

- (9) 林業構造改善に関すること。
- (10) 造林及び林業種苗に関すること。
- (11) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
- (12) 特用林産物の生産指導に関すること。
- (13) 保安林の保護取締に関すること。
- (14) 緑化推進に関すること。
- (15) 林野の保全に関すること。
- (16) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
- (17) 林道に関すること。
- (18) 景観形成の指導（木竹の伐採及び都市計画区域外における土地（農地を除く。）の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。
- (19) 森林整備の地域活動支援に関すること。

第108条 削除

第 1 款 農村総合研修所

(名称及び位置)

第105条 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）第2条の規定により設置された農村総合研修所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立農村総合研修所	倉吉市

(所掌事務)

第106条 農村総合研修所は、農村指導者等の研修のための利用に関する事務を所掌する。

第 2 款 とっとり花回廊

(名称及び位置)

第109条 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第2条の規定により設置されたとっとり花回廊の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡南部町及び伯耆町

(所掌事務)

第110条 とっとり花回廊は、県民に花と緑あふれる

憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するための事務を所掌する。

第2款の2 鳥取二十世紀梨記念館

(名称及び位置)

第111条 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例(平成12年鳥取県条例第24号)第1条の規定により設置された鳥取二十世紀梨記念館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館	倉吉市

(所掌事務)

第111条の2 鳥取二十世紀梨記念館は、梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するための事務を所掌する。

第3款 略

(設置)

第112条 略

(所掌事務)

第113条 農業試験場は、次に掲げる農業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)～(8) 略

(9) 略

(内部組織)

第114条 農業試験場に、総務課、作物研究室、環境研究室、経営技術研究室及び水田基盤研究室を置く。

第4款 略

(設置)

第115条 略

第2款 略

(設置)

第107条 略

(所掌事務)

第108条 農業試験場は、次に掲げる農業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)～(8) 略

(9) 専門技術の普及指導に関すること。

(10) 農業普及指導事業に関すること。

(11) 略

(内部組織)

第109条 農業試験場に総務普及課、作物研究室、環境研究室、経営技術研究室及び水田基盤研究室を置く。

第3款 略

(設置)

第110条 略

(所掌事務)

第111条 園芸試験場は、次に掲げる果樹園芸、野菜園芸、花き園芸及び農林業関係の生物工学に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 専門技術の普及指導に関すること。

(8) 農業普及指導事業に関すること。

(9) 略

(内部組織)

第112条 園芸試験場に総務普及課、果樹研究室、野菜研究室、花き研究室、環境研究室、生物工学研究室、センター、分場及び試験地を置く。

2～4 略

第4款 略

(設置)

第113条 略

(所掌事務)

第114条 畜産試験場は、次に掲げる大家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(10) 専門技術の普及指導に関すること。

(11) 農業普及指導事業に関すること。

(12) 略

(内部組織)

第115条 畜産試験場に総務普及課、生物工学研究室、育種改良研究室、飼養技術研究室及び酪農・飼料研究室を置く。

第5款 略

(設置)

第116条 略

(所掌事務)

(所掌事務)

第116条 園芸試験場は、次の各号に掲げる果樹園芸、野菜園芸、花き園芸及び農林業関係の生物工学に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 略

(内部組織)

第117条 園芸試験場に、総務課、果樹研究室、野菜研究室、花き研究室、環境研究室、生物工学研究室、センター、分場及び試験地を置く。

2～4 略

第5款 削除

第118条から第120条まで 削除

第6款 略

(設置)

第121条 略

(所掌事務)

第122条 畜産試験場は、次に掲げる大家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(10) 略

(内部組織)

第123条 畜産試験場に企画総務課、生物工学研究室、育種改良研究室、飼養技術研究室及び酪農・飼料研究室を置く。

第7款 略

(設置)

第124条 略

(所掌事務)

第117条 中小家畜試験場は、次に掲げる中小家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略  
 (7) 専門技術の普及指導に関すること。  
 (8) 農業普及指導事業に関すること。  
 (9) 略

(内部組織)

第118条 中小家畜試験場に総務普及課、養豚研究室及び環境・養鶏研究室を置く。

#### 第6款 林業試験場

(設置)

第119条 林業試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県林業試験場	鳥取市

(所掌事務)

第120条 林業試験場は、次に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 森林施業及び経営に関すること。  
 (2) 林業種苗に関すること。  
 (3) 森林保護に関すること。  
 (4) 森林土壌に関すること。  
 (5) 森林気象に関すること。  
 (6) 林業機械に関すること。  
 (7) 特殊林産物に関すること。  
 (8) 林産物の加工及び利用に関すること。  
 (9) 林野荒廃防止及び復旧に関すること。  
 (10) 専門技術の普及指導に関すること。  
 (11) 林業普及指導事業に関すること。  
 (12) 二十一世紀の森の管理に関すること。  
 (13) その他林業の改良発達に関すること。

(内部組織)

第121条 林業試験場に総務普及課、森林管理研究室及び木材利用研究室を置く。

第125条 中小家畜試験場は、次に掲げる中小家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略  
 (7) 略

(内部組織)

第126条 中小家畜試験場に企画総務課、養豚研究室及び環境・養鶏研究室を置く。

#### 第8款 削除

第127条から第129条まで 削除



第 9 款 農村総合研修所

(名称及び位置)

第130条 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年3月鳥取県条例第6号）第2条の規定により設置された農村総合研修所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立農村総合研修所	倉吉市

(所掌事務)

第131条 農村総合研修所は、農村指導者等の研修のための利用に関する事務を所掌する。

第 7 款 とっとり花回廊

(名称及び位置)

第122条 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第2条の規定により設置されたとっとり花回廊の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡南部町及び伯耆町

(所掌事務)

第123条 とっとり花回廊は、県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するための事務を所掌する。

第 8 款 鳥取二十世紀梨記念館

(名称及び位置)

第124条 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）第1条の規定により設置された鳥取二十世紀梨記念館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館	倉吉市

(所掌事務)

第125条 鳥取二十世紀梨記念館は、梨に関する産業、

歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するための事務を所掌する。

第9款 略

(名称、位置及び管轄区域)

第126条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条第1項の規定により設置された病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域は、病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和41年鳥取県条例第12号)の規定により、次のとおりである。

略
---

(所掌事務)

第127条 略

第10款 略

(名称、位置及び管轄区域)

第128条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県西部家畜保健衛生所	西伯郡 伯耆町	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第129条 略

(内部組織)

第130条 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係 病性鑑定室
鳥取県西部家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係

第10款 略

(名称、位置及び管轄区域)

第132条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条第1項の規定により設置された病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域は、病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和41年3月鳥取県条例第12号)の規定により、次のとおりである。

略
---

(所掌事務)

第133条 略

第11款 略

(名称、位置及び管轄区域)

第134条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県西部家畜保健衛生所	伯耆町	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第135条 略

(内部組織)

第135条の2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係 病性鑑定室
鳥取県西部家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係

第12款から第14款まで 削除

第136条から第142条まで 削除

第15款 林業試験場

(設置)

第143条 林業試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県林業試験場	鳥取市

(所掌事務)

第144条 林業試験場は、次の各号に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 森林施業及び経営に関すること。
- (2) 林業種苗に関すること。
- (3) 森林保護に関すること。
- (4) 森林土壌に関すること。
- (5) 森林気象に関すること。
- (6) 林業機械に関すること。
- (7) 特殊林産物に関すること。
- (8) 林産物の加工及び利用に関すること。
- (9) 林野荒廃防止及び復旧に関すること。
- (10) 二十一世紀の森の管理に関すること。
- (11) その他林業の改良発達に関すること。

(内部組織)

第145条 林業試験場に総務課、森林管理研究室及び木材利用研究室を置く。

第16款 削除

第146条及び第147条 削除

第17款 略

(設置)

第148条 略

(所掌事務)

第149条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 漁ろう、水産資源等についての試験研究及び調査に関すること。

第11款 略

(設置)

第131条 略

(所掌事務)

第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 海洋環境、漁ろう及び水産資源等についての試験研究及び調査に関すること。

(2) 略

(内部組織)

第133条 略

第12款 略

(設置)

第134条 略

(所掌事務)

第135条 栽培漁業センターは、沿岸漁業及び内水面漁業に係る次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水産動植物の増殖、養殖及び漁場環境についての試験研究及び調査に関すること。
- (2) その他沿岸漁業及び内水面漁業の促進に関すること。

(内部組織)

第136条 略

第13款 略

(名称及び位置)

第137条 略

(所掌事務)

第138条 略

第10節 略

(2) 略

(内部組織)

第150条 略

第18款 略

(設置)

第151条 略

(所掌事務)

第152条 栽培漁業センターは、沿岸漁業に係る次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水産動植物の増殖及び養殖についての試験研究及び調査に関すること。
- (2) その他沿岸漁業の促進に関すること。

(内部組織)

第152条の2 略

第19款 略

(名称及び位置)

第153条 略

(所掌事務)

第154条 略

第8節 略

第1款 地方県土整備局

(名称、位置及び所管区域)

第155条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡 八頭町	八頭郡

(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる地方県土整備局ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取地方県土整備局	総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	用地課	
	計画調査課	
	道路都市課	
	河川砂防課	
	鳥取環状道路建設推進室	
	建築住宅課	
鳥取県八頭地方県土整備局	総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	用地課	
	計画調査課	
	道路整備課	
	河川砂防課	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 建設業に関すること。
- (2) その他他課の所掌に属しない土木行政に関すること。
- (3) 庶務に関すること。

維持管理課

- (1) 県土整備部の所掌に係る許認可等（他課の所管に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 道路、河川、港湾、海岸及び砂防設備（以下「道路等」という。）の維持修繕に関すること。
- (3) 都市公園の修繕に関すること。
- (4) 道路等の境界確定及び用途廃止に関すること。
- (5) 道路技術員の業務に関すること。
- (6) 景観形成の指導（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域内における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。

用地課

- (1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件

の移転に関すること（鳥取環状道路に関する工事（以下「鳥取環状道路工事」という。）に係るものを除く。）。

(2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関すること（鳥取環状道路工事に係るものを除く。）。

(3) 不動産の登記に関すること。

#### 計画調査課

(1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関すること（鳥取環状道路工事に係るものを除く。）。

(2) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛かりを含む。）に関すること。

(3) 土木工事に係る設計審査に関すること。

#### 道路都市課及び道路整備課

(1) 道路工事（鳥取環状道路工事を除く。）及び都市計画事業（下水道に関する事業を除く。）に係る工事（以下この項において「道路工事等」という。）の調査設計に関すること（計画調査課及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。）。

(2) 道路工事等の施工及び指導監督に関すること。

(3) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関すること。

#### 河川砂防課

(1) 河川工事、海岸工事及び砂防工事（以下この項において「河川工事等」という。）の調査設計に関すること（計画調査課に係るものを除く。）。

(2) 河川工事等の施工及び指導監督に関すること。

(3) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。

(4) 治山事業に関すること（地方農林振興局林業振興課の所掌に属するものを除く。）。

#### 鳥取環状道路建設推進室

(1) 鳥取環状道路工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。

(2) 鳥取環状道路工事に係る損害の賠償又は補償に関すること。

(3) 鳥取環状道路工事の調査設計に関すること。

(4) 鳥取環状道路工事の施行及び指導監督に関すること。

#### 建築住宅課

(1) 建築及び住宅行政に関すること（鳥取地方県土整備局にあっては、八頭地方県土整備局の所管区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項において同じ。）。

- (2) 県営住宅の管理事務に関すること。
- (3) 営繕工事の調査、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。
- (5) 建築物の評価に関すること。
- (6) 景観形成の指導（建築物等（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物を除く。）の新築、増築、改築、移転又は外観の変更に係るものに限る。）に関すること。

第 1 款 略

第 1 款の 2 略

(設置)

第139条 略

(設置)

第156条の 2 略

(所掌事務)

第140条 略

(所掌事務)

第156条の 3 略

(内部組織)

第141条 姫路鳥取線用地事務所に工務係及び用地係を置く。

(内部組織)

第156条の 4 姫路鳥取線用地事務所に管理係、工務係及び用地係を置く。

第 2 款 略

第 1 款の 3 略

(設置)

第142条 略

(設置)

第156条の 5 略

(所掌事務)

第143条 略

(所掌事務)

第156条の 6 略

(内部組織)

第144条 略

(内部組織)

第156条の 7 略

第 3 款 略

第 2 款 略

(名称、位置及び所管区域)

第145条 略

(名称、位置及び所管区域)

第156条の 8 略

(所掌事務)

第146条 略

(所掌事務)

第156条の 9 略

(内部組織)

第147条 港湾事務所に管理係、工務係及び鳥取港利

(内部組織)

第156条の10 港湾事務所に管理係及び工務係を置く。

用促進担当を置く。

第4款 略

(名称及び位置)

第148条 略

(所掌事務)

第149条 略

第5款 略

(名称及び位置)

第150条 略

(所掌事務)

第151条 略

第11節 略

(設置)

第152条 略

(所掌事務)

第3款 略

(名称及び位置)

第156条の11 略

(所掌事務)

第156条の12 略

第4款 略

(名称及び位置)

第156条の13 略

(所掌事務)

第156条の14 略

第5款 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所

(設置)

第156条の15 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所	倉吉市

(所掌事務)

第156条の16 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所は、旧中部ダム予定地域の振興計画の作成の支援に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第156条の17 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所に、総務課及び事業推進課を置く。

第8節の2 略

(設置)

第156条の17の2 略

(所掌事務)



第153条 略

第12節 略

(名称及び位置)

第154条 略

(所掌事務)

第155条 略

第13節 略

(設置)

第156条 略

(所掌事務)

第157条 略

(名称、位置及び所管区域)

第158条 略

(所掌事務)

第159条 略

(内部組織)

第160条 水産事務所に管理係及び境港水産振興担当を置く。

第14節 略

(職制)

第161条 地方機関及びその内部組織(担当及び班を除く。)に、それぞれその長を置く。

2及び3 略

4 地方機関の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、総合事務所に参事監を、地方機関に参事を置くことができる。

(事務分担)

第162条 略

第156条の17の3 略

第8節の3 略

(名称及び位置)

第156条の18 略

(所掌事務)

第156条の19 略

第9節 略

(物産観光センターの設置)

第156条の20 略

(物産観光センターの所掌事務)

第156条の21 略

(名称、位置及び所管区域)

第156条の22 略

(所掌事務)

第156条の23 略

(内部組織)

第156条の24 水産事務所に管理係及び業務係を置く。

第10節 略

(職制)

第157条 地方機関及びその内部組織に、それぞれその長を置く。ただし、肢体不自由児施設の医務部には、その長を置かない。

2及び3 略

第158条 削除

(事務分担)

第159条 略

(所掌事務の主管の判定)

第163条 略

附 則

1 及び 2 略

(所掌事務の主管の判定)

第160条 略

附 則

1 及び 2 略

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例)

3 平成16年11月1日から当分の間、第106条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す(次項から第5項までにおいて同じ。)

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。)及び岩美郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡 八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う普及指導センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

4 平成16年11月1日から当分の間、第107条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取農業改良普及所、気高農業改良普及所及び八頭農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。)及び岩美郡
気高農業改良	鳥取市	鳥取市(旧気高郡気高町、

普及所		旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域に限る。)
八頭農業改良普及所	八頭郡 八頭町	鳥取市 (旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例)

5 平成16年11月1日から当分の間、第155条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市 (旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。) 及び岩美郡
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡 八頭町	鳥取市 (旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 及び八頭郡

(鳥取県東部総合事務所等の名称、位置及び所管区域の特例)

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第29条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す (次項において同じ。)

名称	位置	所管区域
鳥取県東部総合事務所	鳥取市	鳥取市 (旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。) 及び岩美郡
鳥取県八頭総合事務所	八頭郡 八頭町	鳥取市 (旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 及び八頭郡

(鳥取県東部総合事務所農林局鳥取農業改良普及所等の所掌事務の特例)

4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第30条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、農林局鳥取農業改良普及所及び農林局気高農業改良普及所の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局鳥取農業改良普及所

鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。）及び岩美郡の区域において、普及所の事務を所掌する。

農林局気高農業改良普及所

鳥取市（旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域に限る。）の区域において、普及所の事務を所掌する。

第2条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査(知事が報告を求めた任意入院者に係るものを含む。)	障害福祉課(精神保健福祉センターが担当する事務を除く。)	鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求に関する審査	障害福祉課(精神保健福祉センターが担当する事務を除く。)
	及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に	精神保健福祉センター(入院の要否			精神保健福祉センター(入院の要否

	及び退院等の請求 についての審査処 理に関する ことに 限る。)
略	

(所掌事務)

第85条 保育専門学院は、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するための事務を所掌する。

	及び退院等の請求 についての審査処 理に関する ことに 限る。)
略	

(所掌事務)

第85条 保育専門学院は、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するための事務を所掌する。

第3条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第12節 略 第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関 (第156条 第158条)  第14節 職制及び職務 (第159条・第160条) 第5章 雑則 (第161条) 附則  (市場開拓監の所掌事務) 第12条の2 市場開拓監の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略	目次 第1章～第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第12節 略 第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関 第1款 物産観光センター (第156条・第157条) 第2款 水産事務所 (第158条 第160条) 第14節 職制及び職務 (第161条・第162条) 第5章 雑則 (第163条) 附則  (市場開拓監の所掌事務) 第12条の2 市場開拓監の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 物産観光センターに関すること。

(7) 略

(名称、位置及び所管区域)

第156条 略

(所掌事務)

第157条 略

(内部組織)

第158条 略

(職制)

第159条 略

(事務分担)

第160条 略

(所掌事務の主管の判定)

第161条 略

(8) 略

第1款 物産観光センター

(設置)

第156条 物産観光センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県物産観光センター	鳥取市

(所掌事務)

第157条 物産観光センターは、物産の紹介、宣伝及び展示並びに観光の紹介及び宣伝に関する事務を所掌する。

第2款 水産事務所

(名称、位置及び所管区域)

第158条 略

(所掌事務)

第159条 略

(内部組織)

第160条 略

(職制)

第161条 略

(事務分担)

第162条 略

(所掌事務の主管の判定)

第163条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条 平成18年10月1日

(2) 第3条及び附則第4項 平成19年2月1日

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則等の一部改正)

2 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項等の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規則名	条項等	改正前	改正後
鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）	第7条第3項	鳥取県総務部県民室	鳥取県総務部県民室、鳥取県東部総合事務所県民局、鳥取県八頭総合事務所県民局
		、鳥取県日野総合事務所県民局又は鳥取県八頭県民局	又は鳥取県日野総合事務所県民局
鳥取県個人情報保護審議会規則（平成11年鳥取県規則第2号）	第4条	市町村振興課	企画部地域自立戦略課
鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）	第9条第2項及び第14条第2項	鳥取県衛生環境研究所	鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター
地方税法第396条第2項の規定による県職員の身分を証明する証票規則（昭和27年鳥取県規則第56号）	本則	市町村振興課	税務課
鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）	第7条第3項第1号	企画部協働推進室	企画部協働推進課、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）	第24条	所轄保健所長を経由して	所管の総合事務所長に
鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第121号）	第8条第1項、第9条第1項、第14条、第17条及び第20条第2項	管轄する保健所	所管する総合事務所
		第25条第1項	所管する総合事務所長
旅館業法施行細則（昭和33年鳥取県規則第39号）	第2条、第4条及び第5条第1項	所在地を管轄する保健所長を経由して知事	所管の総合事務所長
		第6条	所管の総合事務所長
鳥取県化製場等に関する法律施行細則（昭和59年鳥取県規則第61号）	第13条	管轄する保健所長を経由して	所管する総合事務所長に
鳥取県理容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第23号）	第8条	（書類の経由）	（書類の提出）
		所轄保健所長を経由して	所管の総合事務所長に
鳥取県美容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第24号）	第8条	（書類の経由）	（書類の提出）
		所轄保健所長を経由して	所管の総合事務所長に
鳥取県クリーニング業法施行細則（昭和62年鳥取県規則第23号）	第11条	（書類の経由）	（書類の提出）
		所轄保健所長を経由して	所管の総合事務所長に
鳥取県温泉法施行細則（昭	第19条	（書類の経由）	（書類の提出）

和62年鳥取県規則第24号)		所管保健所長を経由して	所管の総合事務所に
と畜場法施行細則(昭和29年鳥取県規則第15号)	第12条	(書類の経由)	(書類の提出)
		管轄する保健所長	所管する総合事務所長
		を経由しなければならない	に提出しなければならない
調理師法施行細則(昭和34年鳥取県規則第23号)	第9条	保健所長	総合事務所長(八頭総合事務所長を除く。)
製菓衛生師法施行細則(昭和42年鳥取県規則第51号)	第10条	住所地を管轄する保健所の長	総合事務所長(八頭総合事務所長を除く。)
鳥取県食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)	第16条	(書類の経由)	(書類の提出)
	別表第2	所轄保健所の長を経由して 保健所長	所管の総合事務所長に 知事
鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年鳥取県規則第28号)	第12条	管轄する保健所長を経由しなければならない	所管する総合事務所長に提出しなければならない
鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第78号)	第30条	(書類の経由)	(書類の提出)
		所轄保健所長を経由して	所管の総合事務所長に
建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)	第1条第1項	管轄する地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長	所管する総合事務所長
		鳥取地方県土整備局長	東部総合事務所長
		西部総合事務所県土整備局長	西部総合事務所長。以下「所管総合事務所長」という。
	第1条の2	住所地を管轄する地方県土整備局長又は総合事務所長(住所地が、八頭郡である場合にあっては鳥取地方県土整備局長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長とする。以下「管轄局長等」という。)	所管総合事務所長
	第2条第1項及び第2項、第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項から第4項まで並びに第8条	第1条第1項の地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長	所管総合事務所長
	第2条の2第1項及び第3項並びに第8条の2	管轄局長等	所管総合事務所長
	第3条の2	、鳥取地方県土整備局建築住宅課並びに 県土整備局建築住宅課	並びに鳥取県東部総合事務所、 生活環境局建築住宅課



	第4条第2項	前項の地方県土整備局長又は 総合事務所の県土整備局長	所管総合事務所長
鳥取県屋外広告物条例施行 規則（昭和37年鳥取県規則 第50号）	第6条の3	管轄する地方県土整備局又は 総合事務所	所管する総合事務所
鳥取県建築基準法施行細則 （昭和48年鳥取県規則第34 号）	別表第2	鳥取地方県土整備局	東部総合事務所
		中部総合事務所県土整備局	中部総合事務所
		西部総合事務所県土整備局	西部総合事務所
	様式第7号	地方県土整備局受付	受 付 欄
都市計画法施行細則（昭和 60年鳥取県規則第1号）	第22条	（書類の経由）	（書類の提出）
		所轄地方県土整備局長又は所 轄総合事務所の県土整備局長 又は日野総合事務所県土整備 局長を経由して	所管の総合事務所長に
鳥取県都市公園規則（昭和 54年鳥取県規則第60号）	第10条	管轄する地方県土整備局又は	所管する
鳥取県動物の愛護及び管理 に関する条例施行規則（平 成14年鳥取県規則第13号）	第13条第1項	管轄する保健所	所管する総合事務所
鳥取県鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律施行 細則（平成15年鳥取県規則 第49号）	第24条	（書類の経由）	（書類の提出）
		管轄する保健所長を経由して	所管する総合事務所長に
宅地建物取引業法施行細則 （昭和40年鳥取県規則第34 号）	第5条	管轄する地方県土整備局長又 は総合事務所の県土整備局長	所管する総合事務所長
		鳥取地方県土整備局長	東部総合事務所長
		西部総合事務所県土整備局長	西部総合事務所長
林業種苗法施行細則（昭和 46年鳥取県規則第14号）	第7条	（書面の経由）	（書面の提出）
		所轄地方農林振興局長又は所 轄総合事務所の農林局長を経 由して	所管の総合事務所長に
国有財産使用及産物採取規 則（大正15年鳥取県令第2 号）	第16条	所轄地方県土整備局又八所轄 総合事務所ノ県土整備局	所管ノ総合事務所
鳥取県海岸法施行細則（昭 和35年鳥取県規則第24号）	第12条	（申請書の経由）	（申請書の提出）
		所轄地方県土整備局長又は所 轄総合事務所の県土整備局長 を経由して	所管の総合事務所長に
河川法施行細則（昭和40年 鳥取県規則第40号）	第2条	所轄地方県土整備局又は所轄 総合事務所の県土整備局	所管の総合事務所県土整備局
	第5条	（申請等の経由）	（申請等の提出）
		所轄地方県土整備局長又は所 轄総合事務所の県土整備局長	所管の総合事務所長に提出し なければならない

		を經由してしなければならない	
鳥取県採石条例施行規則 (平成16年鳥取県規則第19号)	様式第10号	所管保健所	所管総合事務所（八頭郡である場合にあっては東部総合事務所）
		保健所等の機関	産業廃棄物所管課等
鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号）	様式第7号	所管保健所	所管総合事務所（八頭郡である場合にあっては東部総合事務所）
		保健所等の機関	産業廃棄物所管課等
港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）	第10条	（書類の經由）	（書類の提出）
		所轄総合事務所の県土整備局長又は鳥取港湾事務所長を經由して	所管の総合事務所長又は鳥取港湾事務所長に

（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）

3 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1） 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）<u>第16条</u>の規定により置かれる部等及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（4） <u>組織規則第161条第1項</u>の規定により置かれる地方機関の長</p> <p>（5）及び（6） 略</p>	<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1） 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）<u>第15条</u>の規定により置かれる部等及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（4） <u>組織規則第157条第1項</u>の規定により置かれる地方機関の長</p> <p>（5）及び（6） 略</p>

4 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>

(4) 組織規則第159条第1項の規定により置かれる地方機関の長  
(5)及び(6) 略

(4) 組織規則第161条第1項の規定により置かれる地方機関の長  
(5)及び(6) 略

(鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正)

- 5 鳥取県公害防止条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「削除項」という。)を削る。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
(届出書の提出部数) 第19条 略	(届出書の提出部数及び経由) 第19条 略 <u>2 条例の規定(第3章第3節第1款及び第3款の規定を除く。)による届出は、所轄の保健所の長を経由してしなければならない。</u>

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

- 6 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年鳥取県規則第49号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	(書類の提出等) 第13条 <u>条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、正副2部とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。</u>

(鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部改正)

- 7 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則(平成13年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「削除条」という。)を削る。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
	(届出書の経由) 第6条 <u>条例の規定により知事に提出する届出書は、正副2部とし、保管場所を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。</u>

様式第 3 号 (第 4 条関係)

← 60センチメートル以上 →	
廃自動車 (廃タイヤ) 保管場所	
略	
↑ 60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓	↓
所管する総合事務所 名	

様式第 3 号 (第 4 条関係)

← 60センチメートル以上 →	
廃自動車 (廃タイヤ) 保管場所	
略	
↑ 60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓	↓
管轄する保健所名	

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

8 消費生活協同組合法施行細則 (昭和23年鳥取県規則第73号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
第 6 条 削除	<p>(書類の提出)</p> <p>第 6 条 法、消費生活協同組合法施行規則 (昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第 1 号) 又はこの規則により知事に提出する書類は、<u>連合会の場合を除き、消費生活センター所長を経由して提出することができる。</u></p>

(鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部改正)

9 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則 (昭和29年鳥取県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p>(書類の提出)</p> <p>第14条 この規則により知事に提出する書類は、<u>連合会の場合を除き、消費生活センター所長を経由して提出することができる。</u></p>

(鳥取県興行場法施行細則の一部改正)

10 鳥取県興行場法施行細則 (昭和59年鳥取県規則第60号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">(書類の提出部数等)</p> <p>第5条 この規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、正副2部とし、興行場の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。</p>

(鳥取県公衆浴場法施行細則の一部改正)

- 11 鳥取県公衆浴場法施行細則（昭和61年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">(書類の経由)</p> <p>第6条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、公衆浴場の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。</p>

(鳥取県魚介類行商条例施行規則の一部改正)

- 12 鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和40年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">(書類の経由)</p> <p>第12条 この規則に規定する書類を知事に提出しようとするときは、正副2通を作成し、魚介類行商者の住所を管轄する保健所（その住所が県外の場合は、その魚介類行商者が主として行商を行なう区域を管轄する保健所）を経由して提出しなければならない。</p>

(鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

- 13 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">(書類の経由)</p>

第7条 この規則の規定による書類を知事に提出しようとする者は、当該土地改良事業の施行に係る地域を管轄する地方農林振興局長又は総合事務所の農林局長を経由して提出しなければならない。

(鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則の一部改正)

14 鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則(平成14年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収吏員)</p> <p>第2条 次に掲げる県の吏員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)は、徴収吏員を命じられたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(徴収吏員)</p> <p>第2条 次に掲げる県の吏員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)は、徴収吏員を命じられたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>各</u>地方県土整備局の総務課又は維持管理課に勤務する吏員</p> <p>(3) 略</p>

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和45年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p>(書面の経由)</p> <p><u>第8条</u> この規則の規定による書面を知事に提出しようとする者は、正副2通を当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する地方県土整備局長又は所轄総合事務所の県土整備局長を経由して提出しなければならない。</p>

(鳥取県砂防指定地等管理規則の一部改正)

16 鳥取県砂防指定地等管理規則(平成元年鳥取県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前

(書類の提出等)

第13条 この規則の規定により知事に提出する申請書  
又は届出書等の提出部数は、正副2部とし、所轄地  
方県土整備局長又は所轄総合事務所の県土整備局長  
を経由して提出しなければならない。

